

官報

號外

昭和二十一年八月七日

第九十回 衆議院議事速記録第二十五號

昭和二十一年八月六日(火曜日)

午後一時二十七分開始

議事日程 第二十四號

昭和二十一年八月六日

午後一時開始

質問

一 憲法改正ニ關聯スル質問(布利秋君提出)

二 帝國憲法改正案ニ關スル質問(大石ヨシエ君提出)

三 労働關係調整法案に關する質問(志賀義雄君提出)

第一 林業會法案(政府提出)

第一讀會

○議長(橋本虎三君) 諸般ノ報告ヲ致サセマス

〔書記官朗讀〕

一、本日政府カラ左ノ答辯書ヲ受領シマス

衆議院議員布利秋君提出憲法改正に關聯する質問に對する答辯書

衆議院議員大石ヨシエ君提出帝國憲法改正案に關する質問に對する答辯書

衆議院議員志賀義雄君提出労働關係調整法案に關する質問に對する答辯書

〔參照〕

憲法改正ニ關聯スル質問主意書

右成規ニ據リ提出候也

昭和二十一年七月十六日

提出者 布利秋

憲法改正ニ關聯スル質問主意書

六月二十八日の衆議院本會議における私の質問は、木村副議長から屢々注意警告を受けて、足らない點あるために、文書を以て質問する。

第一點 (ボツダム宣言受諾に關して)

六月二十四日、衆議院本會議における吉田首相答辯の一節に、「ボツダム宣言ニ對シマシテハ國體維持ヲ條件トシテ受諾致シタノデアリマス」と明答されたが、これは昨年八月十五日以來、國民が惱みぬいた問題である。若し吉田首相の言ふ通りであれば、憲法改正の起案文に現はれる第一條その他が、論議的となるわけはない。従つて、首相が外務大臣の當時において、國民に明答されることが、政治家たる義務であると思ふ。然るに十箇月經過後、突如、議會において何故に發表しなければならなかつたか、その理由を承りたい。

私が本會發議場で、これに關しての質問を發したる時、政府與黨から、首相は答辯無用と叫ぶ聲が起つた。首相は衆議院規則を知りつ

つ默殺された理由が那邊にあるのか。議員侮辱か、それとも答辯が苦しいためか。茲に明答を要求する。

第二點 (國務調査委員會に就て)

新憲法第五十八條には「兩議院ハ各、國務ニ關スル調査ヲ行ヒ」とある。過去においても調査の必要は當然であつたのである。將來においても、なくてはならぬのが議員の國政調査委員會である。その新設を考慮される熱意はなきか。

第三點 (神社及び寺院の既得權に就て)

第八十五條に現はれる宗教上の組織守護の立場と、第十八條の宗教上の行爲保護の立場から見ても、現に神社、寺院の境内地及び保管林につき、それ等既得權は尊重される筈であるが、政府の解釋は如何。

第四點 (大臣は國家の臣なり)

七月八日の右の言葉は、理論を離れた感情論である。新憲法において、「臣」はない筈である。即ち内容と形式は不離不即のものである。新憲法上の大臣と舊憲法上の大臣とは意味においても權能においても互に間隔がある。殊に舊憲法上の大臣は戰爭命令者である。即ち大臣なる權力から戰爭の責任

を發生させてゐる。又大臣たる名稱が古來の封建と現在の官僚獨善とを培養してゐる以上、新憲法の發祥する際には、斷乎として改變することが良心的と思ふが如何。

第五點 (代議院に改めては如何)

第三十八條に明記される新國會は、本質的に代議院である。然るに衆議院と呼ばせてあるが、過去の衆議院も戰爭責任者である以上、傳統を一掃する御考へはなきや。

第六點 (新憲法を護る取締に就て)

金森國務相は「將來ヲ心配スレバ實際ガナイ」と答へられたが、支那には事の終りを熟慮せずして事を始める勿れと云ふ言葉がある。細心の注意を將來に致さずして、再び過去の憲法蹂躪なる暴力を容認されるつもりか。勿論、取締は考慮されてゐるであらうが、その取締は用意周到たるべきものと考へるが、政府にはどの程度の具體策ありや。

第七點 (議員任期に就て)

第四十一條には任期四箇年とある。この四箇年が種々弊害を發生させてゐる。二箇年無解散が能率的である。又議會淨化に貢獻するものと考へるが、御意見は如何。

第八點 (國會常會に就て)

第四十八條には、毎年一回召集とあるが、國務は無休である。殊に民主政治は常時議會たることが當然と考へる。右に對し御意見は如何。

第九點 (華族制度に就て)

第十三條には華族を否定して、第九十八條には一代華族を認めるなど、感情的矛盾と考へるが如何。

第十點 (總理大臣の指名權に就て)

第六十三條では衆議院が最後に總理大臣を指名するところがあるが、寧ろ複雑なる手数を省き、最初より衆議院の議決に任ずと改めては如何。

第十一點 (最高機關に就て)

國會が最高立法機關たることを三十七條に明記されながら、七十七條には司法權が立法權の上にあるかの感がある。これに對する解釋は如何。

第十二點 (公務員に就て)

第十四條には公務員は一部の奉仕者でないといふ。然し官尊民卑の弊風は、依然として將來も官僚獨善を維持するものと思ふ。金森國務相は、これに關して極めて樂觀的であるが、逆作用を御承知であるか否や承りたい。

第十三點 (労働權に就て)

第二十五條には一方的に労働權が認められてゐる。併し労働を不要と考へる有産階級は、この労働權には不關焉である。即ち二つの相違する性格に對する一視同仁主義は、難て社會的副作用を起す虞がある。これに對しての御意見が承りたい。

第十四點 (何故に義務を輕視するか)

「權利ニ重キヲ置キ、義務ニツイテハ餘リ觸レナイ」ハ權利ノ觀念ヲ國民ニ深ク滲ミ込メセルタメデアル」と金森國務相は六月二十六日の本會議で明答されてゐるが、これは過去の軍閥權力が、人民の權利を蹂躪して、苛酷極まる義務奉仕を強制した結果に對する思ひ

やりであらうが、然し束縛から解放への自由主義を誤解して、現在及び將來の罪惡社會を創りつゝある現象は、義務を輕視する結果の反動作用と言ひ得る。勿論法律的具體性のない第十一條の道義的指導が明記されてあるとしても、責任は義務に附帶するものである以上、義務を輕んずれば無責任なる本能生活に陥り易い。かくして暗黒時代を創造することになる。これを如何なる方法で指導し、又取締るお考へであるか。具體策を承りたい。

第十五點（家族制度の取扱は如何）
神道、佛教が滲透する家族主義と國家の連帶責任に死生を賭して來た日本人は、家族主義的利己主義を發達させた。歐米はキリスト教が個人と社會に滲透して、家族と國家を否認しつゝ、民主主義を發展させて來た。兩者各々、相違するものを、同性格と認めるときは、そこに反動的副作用が起りはせぬか。識見ある御意見を承りたい。

第十六點（憲法と生活の關係に就て）
これまでの戦争は、天皇を擁いで生活のために戦つて來た。今後は戦争放棄であるが、戦の原因は食へないためである。今後において、食へない社會が展開する。これを如何に取扱はれる積りか、見透しの利く識見を承りたい。

第十七點（憲法起草と社會觀に就て）
新憲法は苦しみもなく生れてをる。そのために、社會觀の檢討を粗末にされてはゐないか。憲法起草

案者は藤師山を見ざるの類に陥り、理論のための理論に向けて、盲目的に走る嫌ひはないか。憲法起草には社會觀も人生觀も、哲學からの發足が必要ではないか。只、法理さへ透徹すれば、社會人は直ちにこれを咀嚼し得ると考へられるか、御意見を承りたい。

第十八點（憲法運用の具體策を問ふ）
咀嚼することの出来ない場合に、如何なる方策を以て、水村山村にまで新憲法を滲透させる御所存か。憲法は通過しても、咀嚼が大切であらう。その具體的運用方策を承りたい。

第十九點（新憲法から生れる優勝劣敗はどうなるか）
新憲法から絶対自由が生れる。即ち社會は優勝劣敗に陥る。總てにおいて正邪は多數決で裁かれる。即ち今後の政治は、政黨の多數權爭奪となる。これが社會的に如何なる反動を起すかについて御意見を承りたい。

第二十點（文部大臣の公選に就て）
社會が弱肉強食の弊に陥り、政黨の横暴増大する時に、文教指導者が、横暴なる階級から選ばれることが、國民の幸福であるか否か、せめて文部大臣だけでも、文化團體の公平な公選に任ずることが、文化建設の上に妥當と思ふが、それについて御意見を承りたい。

最後の一點（憲法と人心の遊離に就て）
民主主義なるものに何等の經驗なく、訓練なき國民の大部分は憲法と遊離する場合があると思ふ。我

我は今、憲法改正に賛意を表する直前において、民衆の心理を解剖する場合、幾多の質疑が生れる。従つて我等の質問は、法理學者が考へる狭い枠の中において、理論のための理論に依つて質問するが如き、金魚壺の金魚の本質論に没頭するものではない。

我等は高遠な社會現象を洞察して、哲學的人生觀、社會觀の基準點に立ち、憲法運用に關する諸現象に觸れて質問するのである。従つて、從來の議會質問の陋弊的な軌道を眞似る法理の枠内における質問ではない。即ち幸福な將來を約束するために高遠な考へ方から質問するのである。これが即ち忠實なる努力ではないかと考へるが、お説は如何。殊に金森國務相が、一人で應答されてゐるが、その言實は、内閣が諒解したものであるか。そして人民が要望する道理ある修正については御再考の餘裕があるか否かも承りたいのである。

以上の諸點について、吉田首相及び金森國務相は、本會議場において、夫々口頭をもつて答へられる義務がある。即ち後世の國民のために、答辯されることが當然である。本會議場においては特に私は遠慮して答辯要求を見合せていたのであるが、本會議の時間を利用して、御答辯あらんことを要求する。右質問する。

昭和二十一年八月六日
内閣總理大臣 吉田 茂
衆議院議長議員三殿
衆議院議員布利秋君提出憲法改正案

に關聯する質問に對し別紙答辯書を送付する。
（別紙）
衆議院議員布利秋君提出憲法改正案に關聯する質問に對する答辯書

第一點 六月二十六日衆議院本會議における原夫次郎議員の質疑に對する答辯及び六月二十七日衆議院本會議における吉田安議員の質疑に對する答辯の通りである。

第二點 第五十八條の定める兩議院の國務調査に關し、適當の機關が設けられることは結構であると思ふ。これは議院内の組織のことであるから、議員側において充分考慮されて然るべきものと思ふが、政府としても研究して見たい。

第三點 お尋ねの神社及び寺院の既得權については、これを尊重する趣旨の下に、諸般の考究を進めてゐる。

第四點 御意見のやうな趣旨で、國務大臣の名稱を特に改める必要はないと考へる。

第五點 第四點に對する答辯と同様の意見である。

第六點 憲法改正案は、過去においてあつたやうな間違ひを繰返す餘地のないやうに、できてゐる。なほ將來は、政府は固より、全國民が改正憲法の精神に徹しこれが運用に萬遺憾なきを期するやう努力することとした。

第七點 衆議院議員の任期を二箇年とするのは一つの見解であるが、選挙が頻繁に失ふこと等に關聯して難點がある。又二箇年の間は解散を行はぬこととするのは、所謂議院内閣主義を採る以上不適當と考へる。

第八點 六月二十七日衆議院本會議における森戸辰男議員の質疑に對する答辯の通りである。

第九點 六月二十七日衆議院本會議における森戸辰男議員の質疑に對する答辯の通りである。

第十點 内閣總理大臣の指名は、極めて重要な事柄であり、特に慎重を要するものであるから、衆議院のみの議決に任せることは適當ではないと考へる。

第十一點 國會は、國民を直接に代表する機關であるから、この憲法は、他の機關に比して國會が國權の最高機關である旨を規定してある。第三十七條はかやうな點に主眼を置いての規定であるが、見方によつては、最高裁判所が裁判をする上に必要な法律審査を行ふことは、その限度において、國會の最高性に對する特例をなすものと云ふことができる。この意味では、第七十七條第二項は一般規定たる第三十七條に對する特別規定である。といふべきである。（かかる一般規定、特別規定の關係は法制上普通認められてゐるところである。）しかし、かやうな極く一部の例外があるからと云つて、一概に司法權は立法權の上に在ると云ふことにならないことは、多言を要しないと思ふ。

第十二點 改正憲法の下における公務員の性格は、官僚民衆、官僚獨善等の弊風を許さぬものであることは明かである。従つて、今後は、公務員の努力と一般國民の協力によつて、是非ともその實を擧げなければならないと考へる。

第十三點 改正憲法は、すべての國民に對して、勤勞の權利を保障してゐる。かやうな基本的な人權について、いはゆる有産階級と然らざるものとを區別して考へることは正しくないと思ふ。

第十四點 改正案第十一條の精神を基調として、學校教育、社會教育その他あらゆる啓蒙手段を活用し今後一層國民進歩の向上に努めた

第十五點 家族制度における封建的性階は、これを拂拭すべきことは勿論であるが、元來家族制度そのものと個人の權威尊重の原則とは、必ずしも兩立し得ないものと考へてゐない。

第十六點 國民生活を維持するために戰爭をするといふ考へが全く誤りであることは申すまでもない。民生安定のための政策は、これとは別個に擧げられるべきことは當然であつて、その方策についての政府の所信は今期議會において各般の機會に表明したところにより御承知の通りである。

第十七點 憲法改正案が單なる法理の透徹に執著して立案されたものでないことは、今日迄の衆議院における政府の説明によつて充分了承されてゐることと信ずる。

第十八點 改正憲法の一般國民への滲透については、政府としては、萬遺憾なきを期する所存であるが、國民代表としてその審議に當られた議員各位においても、この點について、格段の努力を拂はれるものと期待してゐる。

第十九點 改正憲法は國民の聰明な政治的識見を基礎としてゐる。新憲法必然の結果として御懸念の如き弊害を生ずるものとは考へないが、國民の政治的水準の向上については、あらゆる努力を惜しまない所存である。

第二十點 文部行政の主任の國務大臣も、他の國務大臣と同様國民代表機關たる國會によつて指名された内閣總理大臣が同じく國會の承認によつて、これを任命するものとするところが、最も妥當であると考へる。

第二十一點 憲法改正は、狭い枠の中において論すべきでなく、高遠な考へ方から援ふべきものであることは、いふまでもない。今議會における國務大臣の答辭が内閣の諒解に基くものであることは勿論である。なほ、憲法改正案に對する議會の修正權については屢々、明言した通りである。

昭和二十一年八月六日
内閣總理大臣 吉田 茂
大藏大臣 石橋 湛山
司法大臣 木村篤太郎
文部大臣 田中耕太郎

右成規に據り提出候也
昭和二十一年七月十七日
提出者 大石ヨシエ
憲法改正案ニ關スル質問主意書
第一點 日本國ガ獨立國タル事ヲ闡明ニシ且ツ自主的ニ平和ヲ愛好

シ、世界ノ平和確立ニ寄與スル事ヲ明示スベキデハナイカ。
現在聯合軍ノ占領下ニ在ルトハ謂ヒナガラ、憲法ハ國ノ恒久的ナ根本法規デアラカラ獨立國タル事ニ疑惑ヲ持ツガ如キ表現ハ避クベキデアル。前文第二項中「我等の安全と生存をあげて平和を愛する世界の諸國民の公正と信義に委ねよう」と決意した及び第九條第二項ハ何レモ受動的デ自主性ニ乏シイ。更ニ自主的ニ的確ニ平和ヲ愛好、世界平和確立ニ寄與スルコトヲ強調スベキデハナイカ。

第二點 華族制度ハ直チニ之ヲ廢止スベキデアルト考ヘルガ如何。
華族制度ハ同ジ榮典デアツテモ他ノモノト異リ最も封建的ナモノデアツテ、戰前ニ於テモ一代華族論乃至廢止論ガ一部ニ行ハレタ位デ、總テノモノガ徹底的ニ民主化セラレタル本案ニ於テ、假令一代限リト謂フモ華族ヲ存置スルコトハ急激ナル改革ヲ避ケルノデハナクテ、コレノミガ取り殘サレル結果トナリ、他ノ根本的改正ト調和ガ取レナイト考ヘルガ政府ノ所見如何。

第三點 國立輿論調査研究所ノ設置スル考ヘハナイカ。
本案ノ特長ノ第一ハ國民ノ自由ナル總意ガ一切ノ國權發動ノ基礎デアル事ヲ規定シタルニ在ルト考ヘルガ、國民大衆ノ輿論ヲ聞ク爲メ國會以外ニ國立輿論調査研究所ヲ設ケル考ヘハナイカ。
「アメリカ」合衆國ニ於テ現ニ之ヲ設ケテ成功ヲシテキルノデアアルガ、憲法ノ運用ヲ現實ニ即セシメ

國民ノ希望ニ合致シテ眞ニ日本ノ政治ガ民主化スル爲ニハ、是非之ヲ必要トスルト考ヘルガ政府ノ所見如何。
第四點 家族制度改革ノ實施要領如何。
本案ハ家族制度改革シテ封建的ナトコロヲ一掃シ、民主化ヲ徹底セントスルニ在ルト考ヘルガ、家族生活ト云フモノガ極メテ保守的ナモノデアリ、本案ニ掲ゲラレタ理想ト日本ノ現在ノ社會ノ實狀トハ相當大ナル距リガアル事ヲ考ヘル時家族制度ノ改革ハ實現ニ非常ナ努力ト長日月ヲ要スル事ヲ覺悟セネバナラス。之ヲ一舉ニ理想ヲ實現シヨウトスト空理、空論ニ終ツテ國民ガソレヲ來ズ到ル所家族生活ノ關取ガ行ハレテ折角ノ根本的改革ガ行ハレナクナルガ本件ニ關スル限リ政府ハ實施ノ方法、速度、限度等ニ關シ法律以外ニ明確ナル見解ヲ表示スベキデアルト考ヘルガ政府ノ所見如何。

第五點 母性ノ保護ヲ憲法ニ明示スルノ意圖ハナイカ。
男女平等デナケレバナラヌト同時ニ又本質的ナ男女ノ差異ハ認メネバナラス、其ノ最も大ナルモノハ女ハ母タラネバナラヌト云フ事デアル。精神的ニ肉體的ニ經濟的ニ母タル事ハ女ノ非常ナ負擔デアル。眞ニ男女平等デアラシムルニハ此ノ女ノ負擔ヲ輕カラシムル爲メ母性ノ保護ニ付テ是非憲法ニ明示ヲ要スルト思フガ如何。

第六點 民主的文化國家建設ノ爲ニハ兒童ノミナラス青年ノ一定年齡迄教育ノ義務ヲ負ハシムルヲ必要トシナイカ。

之ガ爲本案第二十四條ヲ改メル意圖ハナイカ。
第七點 現ニ神社ノ有スル財産等ハ直ニ之ヲ沒收スルノカ。
若シ然リトスルト改革ガ急激デアツテ人心ニ與ハル影響モ大キク色弊害ヲ生ジテ來ルト考ヘルガ之ガ實現ニ關スル政府ノ考ヘ如何。
以上第一點第五點第七點ハ金澤國務大臣、第二點ハ總理大臣、第三、第四點ハ内務大臣、第六點ハ文部大臣ヨリ夫々特ニ本會議場ニ於テ口頭ヲ以テ御答辭ヲ求ム。

右質問スル。
昭和二十一年八月六日
内閣總理大臣 吉田 茂
衆議院議長 長岡 陸三郎
衆議院議員 大石ヨシエ君提出帝國憲法改正案ニ關する質問に對し別紙答辭書を送付する。

【別紙】
衆議院議員 大石ヨシエ君提出帝國憲法改正案ニ關する質問に對する答辭書
第一點 御指摘の箇所は、世界の恒久平和に率先挺身するための最も積極的な方法を規定したものであつて、前文末段の誓言と相俟つて表現は謙抑であるが、熱烈な氣魄がこもつてゐる。毫もわが國が獨立國たることに疑念を來すが如き表現ではないと信ずる。

第二點 六月二十七日衆議院本會議における森戸辰男議員の質疑に對する答辭の通りである。
第三點 本改正案は、健全な議院内閣制の建設を以て國政の基本とする建前を採つてゐるのであるか

ら、國民大衆の輿論を國會に正確に表現させ、それが國政に正しく反映すべきものと思ふが、政府としても夙に輿論調査の必要を認め、内閣に所屬の職員を置き、現にこれを實施してゐる。今後その一層活潑な運営を期したいと思ふ。

第四點 家族制度改革の内容については、目下臨時法制調査會及び司法法制審議會において、鋭意研究中であり、從つて家族制度改革の實施要領についてもその研究と相俟つて、これを確定すべきものと考へるので、現在この點に關する政府の見解を公表するところまでに至つてゐない。

第五點 社會的、經濟的觀點において母性の保護を圖することは固より望ましいと考へるが、憲法はその性質上、一切の望ましい事項をすべて互細に網羅すると云ふやうなものではないと思ふ。母性保護の根本趣旨は第十二條及び第二十三條に包含されて居り、今後立法によつて具體化されて行くべきものと考へる。

第六點 青年教育の義務制に關しては近く發足を豫定せられてゐる教育刷新委員會において十分研究の上、教育界の輿論の動向をも參照し、善處したいと思ふ。特に憲法において青年教育の義務制を規定する必要はないと考へてゐる。

第七點 神社の所有に關する財産については、憲法改正案は何等觸れるところのないことはいふまでもない。神社が國家より貸與を受けてゐる土地等についてはその沿革

等をも尊重して適當に處理すべく目下考案中である。

昭和二十一年八月六日

内閣總理大臣 吉田 茂
内務大臣 大村 清一
文部大臣 田中耕太郎

労働関係調整法案に關する質問主意書

右成規に據り提出する。

昭和二十一年七月十七日

提出者 志賀 義雄

労働関係調整法案に關する質問主意書

一、日本民族當面の急務は、民主的經濟の建設、國際平和機構への加入を速に實現し、それによつて人民の生活の安定と向上をはかることが第一である。そのためには労働組合が積極的に参加することなくしては、不可能である。その労働組合の一層健全な發展を阻害する本法案は、政府において撤回すべきである。

二、今日の基本的人權のなかに、労働權のみならず、罷業權も含まれる。その罷業權を不當に制限する本法案は、ボツダム宣言第十條の規定に違反するのみならず、聯合軍最高司令部の方針指令にも違反する。

三、政府は、労働者の權利を確保する労働法をあたはしにして、本法案を先に通過せよとするのは、労働組合を官僚、財閥、大地主の利益のために窮屈な枠をはめ、その正當な機能を麻痺させよとするものである。

政府は財閥解體を遅延させながら、租税負擔を働く人々に重課しようとしてゐる。かうしたやりかたでは、勤勞者を死地におひこむだけである。我々は、基本的人權の制限禁止法案に絶対反對である。

四、アメリカその他の民主主義國のごとく人民が基本的人權を保障され、争議にさいしても官憲の不當な干渉のない國では、労働關係を調整する法律もある程度有効に活用され得るが、讀賣新聞争議の本日(七月十六日)までの経過に鑑みても、官憲は、争議團にたいして禁力干渉をおこなひ、労働組合法を蹂躪する會社側の不法行為を默認するのみならず、かへつてこれを擁護してゐる。

かかる官憲が本法を運用することとなれば、その結果労働組合弾壓となることは、火を賭るよりもあきらかである。

五、北海道新聞争議においても同部社長は、不當裁罰が労働組合法に違反してゐることは、自分でも認めるがそれがどうしたと労働組合の代表にむかつて放言してゐる。またあらゆる争議においてみられるやうに、資本案側は、買収をもつて争議團を切り崩すことを常態としてゐる。

六、労働委員會が本法案に基いて、争議の防止、斡旋、調停、仲裁に當ることとなるが、委員數の構成は、労働組合側の不利なやうに仕組まれてゐる。第三者委員が多くは資本案側の利益を代表するものをもつて構成される事實がこれを

證明する。また現在の労働者側委員も、正當に労働組合の代表をもつて構成されたものでない。

七、本法案作成にあつたた勞務法制審議會は、そのメンバーが追放に該當するため頻々と變更され、今後その危険なしと斷言しがた。従つて、本法案は常に労働者側の不利になるやうに作成される傾向が強かつた。

八、幹旋員候補者は學識経験を有するものうち、労働委員會から委嘱されることになつてゐるが、それは主として資本案側の利益を代表するものに比重が大きくなることは、不可避である。労働組合側の希望する幹旋員を選ば保障が全然缺けてゐる。

九、現業以外の官公吏の争議行為を禁止されてゐるが、彼等の収入は、一般にくらべて低いために頻々として賃職事件が起る。行政は簡收し停頓する。故に彼等にも團結權と罷業權とを認むべきである。

十、公益事業の従業員はその争議權を事實上殆ど骨抜きにされてゐる。彼等の収入も一般に較べて低い。調停のために三十日後でなければ争議ができないとすれば、争議團は、官憲の干渉と資本案の買収によつて切り崩され一種の戰闘行為ともいふべき争議の好機を奪はれることとなる。

十一、政府は社會秩序保持の聲明によつて生産管理を否認したが、生産管理は争議の手段として法律上の事務管理を行ふに過ぎず、經營權および財産權を根本的に否認

するものではない。今日の急務たる生産増強を資本案がサボタージュしてゐるので、労働者側は事務管理としての生産管理を行ふのであつて、官公廳における業務管理も同様である。これを行へば公衆の日常生活を寧ろ妨げることなくかへつて労働者勤勞者の熱心な創意を生かすこととなる。一方で生産管理を否認し、他方では争議權を制限否認することは、政府が自ら日本を破滅におとし入れるものである。

十二、第三十條第二號および第三十四條の規定によれば、本法案の趣旨さへよく知らない多數の労働組合や労働者大衆は、詐術的に仲裁裁定に服従することを餘儀なくされ、みすみす不利に陥れられる場合が多い。法案にはさうした危険にたいする親切な注意が全く缺けてゐる。

十三、本法案は、近き將來に政府が強行しようとする産業整備を労働者の犠牲において大膽裁削をもつて實現するために提出した悪法である。

十四、要するに、本法案は、民族的危機を突破するためにすすんでその任務にあたらうとする労働者大衆の組織を萎縮させ、彼等の權利を無視しようとするものであるから、共產黨議員はこれに絶対反對する。

右質問する。

昭和二十一年八月六日

衆議院議長 志賀 義雄

衆議院議長 志賀 義雄

衆議院議長 志賀 義雄

調停法案に關する質問に對し別紙答
辯書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員志賀義雄君提出労働調
停調整法案に關する質問主意書に
對する答辯書

一、本法案は、第一條に於て明かに
規定してゐる如く、労働組合法と
相俟つて、労働争議の豫防解決を
圖り、産業の平和を維持し、以て
經濟の興隆に寄與することを究極
の目的としてゐるのであり、正に
労働組合の健全なる發展を圖ら
んとするものである。即ち、本法案
は第一に、労働争議の豫防解決は、
當事者が自主的努力により之を爲
すことを主眼とし、政府は之に對
して援助を與へるに止まるもので
あり、絶対に干渉彈壓に及ぶもの
ではない。又調停仲裁の開始につ
いても、當事者の合意に基くこと
を要件としてゐるのである。但し
公益事業については、その重大性
に鑑み、強制調停を認めてゐる
が、これとて、その結果を強制
するものでなく、單に勧告を爲す
に止まるものである。第二に、公
益事業については、いわゆる被打
争議を禁止し現業以外の官公吏等
につき、争議行為を禁止してゐる
が、これは、國家公衆に争議行為
の發生に對處するの餘裕を與へる
と共に、國家機能の停止乃至破壊を
防止せんとするものであり、公益
擁護の爲の最小限度の制限といふ
べきである。右の如く本法案の内
容は、労働關係の調整に關する手
續を規定すると共に最小限度に於
いて公益との調和を圖らんとする

ものであり、労働組合の健全なる發
達を何等阻害するものではない。

二、凡そ、如何なる權利と雖も、無
制限にこれを行使し得るものはない。
權利の濫用に互らざることを、
公序良俗に違反せざることを等の制
限は當然のことといはねばならぬ。
本法案は、第四十條に於て、一
方公益事業、現業以外の官公吏等
につき公益との調和を圖るため、
最小限度の制限を規定してゐるの
であつて、争議權を不當に制限す
るものではない。

三、労働（基準）法案より先に本法
案を提出したのは、技術的に労働
（基準）法案提出準備に時間を要
したことによるのであつて、何等
他意あるものではない。而して本
法案は何等一部の者の利益を擁護
せんとするものではなく國民大衆
の利益を擁護するものである。尙
労働（基準）法案については、目下
著々準備を進めており、次の議會
に提出する豫定である。

四、本法の運用は、主として労働委
員會がこれに當ることになるが、
これについては近く委員の改選を
實施し、民主的な構成を圖ること
になつてゐる。又労働省も近々設
置の豫定であり、労働行政運営の
機構につき民主化を徹底すること
になつてゐる。

五、労働行政機構の民主化と相俟つ
て労働組合法の權威ある運用を確
立したいと思ふ。

六、前述の如く労働委員會の委員
は、近く正規の手續に依り之を改
選し、勞資雙方につき眞に、夫々

を代表する委員を選出すると共
に、第三者委員についても、雙方
委員の同意に基き、之亦眞に公正
なる委員を選出することになつて
ゐる。

七、本法案は、その立案の過程に於
て所謂「公聴會」を開催し、労働者
側の意見も充分反映せしむるの途
を講じたのであり、その内容が特
に労働者側に不利であるといふこ
とは絶対にない。又今後共關係立
法についてはこの方針で行きたい
と思ふ。

八、前述の如く労働委員會が公正な
る構成を持つものであるから、幹
旋員候補者を委嘱する場合に質問
の如き心配はない。又労働委員會
は近く民主的に改組することにつ
いては前述の通りである。

九、警察官吏、消防職員及監獄勤務
者は、治安維持上重大なる職責を
有するのであつて、團結權及争議
權を認めない。又現業以外の
官公吏等は、國家作用の擔當者で
あるのであつて争議權は認めない
こととした。この規定は、國家公
益擁護の爲寧ろ當然のことである
と思ふ。然し團結權乃至争議權を
禁止しその労働條件の改善等につ
き自主的に之を獲得する機會を制
限する譯であるから豫算等の許す
範圍に於て出來得る限り待遇改善
に努力し、不祥事件の發生等を見
ない様萬全の策を講ずる積りであ
る。

十、公益事業につき所謂被打争議を
禁止してゐるのは、當該事業の國
家及國民の日常生活に對する重大
なる性質に鑑みその争議行為發生

に對しては、國家國民大衆が豫め
之に對處することを得せしめ、又
當事者に更に反省の機會を與へる
と共に、事の重大性に鑑み、調停
案の作成に慎重ならしむることを
目的としてゐるのである。尙前述
の如く本法案は政府は苟も干渉に
及ぶこと無き運用原理を規定致し
てゐるのであり、本法の公正なる
運用と相俟つて、質問の如き心配
はいらないと思ふ。

十一、生産管理の問題は、所有權乃
至經營權と、労働權乃至は争議權
との問題であると思ふ。而して民
主主義の根本は、自己の權利は之
を主張すると共に、他人の權利は
之を尊重することに在る。新憲法
草案の精神も茲にある譯である。
かゝる根本理念よりして生産管理
は、その結果の如何にかかはらず
之を認める譯には行かぬ。先般發
表された聯合軍總司令部經濟科學
部聲明もかゝる趣旨を闡明するも
のである。

十二、質問の趣旨は、本法案の内容
よりは寧ろ本法の周知徹底につ
いてであらうと思ふ。之について
は、行政系統其他を通じて出來
るだけ本法の趣旨並びに内容を徹
底せしむる努力をする。尙全國的
労働組合其他の團體にあつても
周知徹底につき協力を要望する。

十三、本法は元來労働組合法と同時
に制定せらるべき性質のものであ
り、又、關係者の間にもそう云ふ
意見も強かつたのであるが、其れ
が同時に行はれなかつたのは單に
事務的に間に合はなかつたと云ふ
にすぎない。従つて本法案提出に

當つて質問の如き意圖は絶対にな
い。本法の精神が一部の利益を擁
護するとか労働者を壓迫するとか
云ふことはないことは前述の通り
である。

十四、要するに、本法案は労働争議
を民主主義的に處理せんとするの
外、何等他意なく公正なものと信
ずる。

右答辯する。

昭和二十一年八月六日
厚生大臣 河合 良成

〔朗讀ヲ省略シタ報告〕
一、政府カラ提出サレタ議案ハ次ノ通
リデアル
昭和二十一年度特別會計改定歳入歳
出豫算案
（以上八月三日提出）
一、去三日貴族院ニ於テ本院カラ送付
ノ次ノ政府提出案ヲ可決シタ旨、同
院カラ通シテ受領シタ
（第三號）昭和二十一年度歳入歳出總
豫算追加案
（特第二號）昭和二十一年度特別會計
歳入歳出豫算追加案
一、議員カラ提出サレタ議案ハ次ノ通
リデアル
戰爭傷病者救済に關する建議案
提出者 吉田 セイ君
豐岡、鳥取間鐵道電化急施に關する
建議案
提出者 飯田 直道君
飯田 壯三郎君
小島 徹三君
若櫻、八鹿間及び若櫻 新宮間鐵道
建設に關する建議案
提出者 稻田 直道君
小島 徹三君

家事審判所設置に關する建議案

提出者 山下 春江君
帶廣農業專門學校の官立大學昇格に關する建議案

提出者

小川原政信君 伊藤 郷一君
松本六太郎君

北海道の開拓に伴ふ土地處分に關する建議案

提出者

武田信之助君 北 勝太郎君
太田鐵太郎君 松本六太郎君
椎熊 三郎君 地崎宇三郎君
本名 武君 有馬 英二君
永井勝次郎君

四國綜合大學設置に關する建議案

提出者

福田 繁芳君 田萬 廣文君
平野市太郎君 豐澤 豐雄君
矢野庄太郎君

宗教教育に關する決議案

提出者

地崎宇三郎君 左藤 義詮君
大野 伴陸君 田中 萬逸君
大養 健君 山崎 猛君
成島 勇君 葉梨新五郎君
石井光次郎君 林 連君

戰災孤兒の指導並に救護に關する建議案

提出者

布 利秋君

刑務所に戰災者住宅又はその他に轉換に關する建議案

提出者

布 利秋君

日本職馬界民主化に關する建議案

提出者

寺島隆太郎君 鈴木 明良君
平野 增吉君 坪川 信三君
(以上八月五日提出)

一、昨五日議長ニ於テ撤回ヲ許可シタ
議案ハ次ノ通りデアル

宗教教育に關する決議案

提出者

地崎宇三郎君 大養 健君
田中 萬逸君 成島 勇君
林 連君

(以上七月十一日提出)

宗教教育に關する決議案

提出者

大野 伴陸君 左藤 義詮君
葉梨新五郎君 石井光次郎君
山崎 猛君

(以上七月七日提出)

戰爭傷病者救済に關する建議案

提出者

吉田 セイ君

(以上八月三日提出)

去三日常任委員補選結果次ノ通り當選シタ

第六部選出

請願委員 大橋喜美君(大原博夫君補闕)

一、去三日議長ニ於テ次ノ委員ヲ選定シタ

府提出)外一件委員

安部 俊吉君 井田 友平君
小澤 國治君 加藤 一雄君
細田忠治郎君 山田 善三君
馬越 晃君 北村德太郎君
村島 喜代君 山田 悟六君
海野 三朗君 金子益太郎君
竹内 克己君 西村 榮一君
駒井 藤平君 藤本 虎喜君
赤澤 正道君 若林 義孝君

郵便貯金法等の一部を改正する法律案(政府提出、貴族院送付)委員

伊藤 郷一君 稻田 直道君
木村 公平君 古賀 太郎君

左藤 義詮君 杉田 一郎君
天野 久君 小池新太郎君
菅原 エン君 西山富佐太郎君
石川金次郎君 杉本 勝次君
森 三樹二君 森本 義大君
木下 榮君 河野 金昇君
井上 起君 近藤 鶴代君

一、去三日特別委員理事補選結果次ノ通り當選シタ

生活保護法案(政府提出)委員

理事 長谷川 保君(吉川兼光君去三日理事辭任ニ付其ノ補闕)

一、去三日次ノ通り特別委員ノ異動カアツタ

労働關係調整法案(政府提出)委員

長尾 達生君 補闕川房次郎君

一、昨五日委員長理事互選ノ結果次ノ通り當選シタ

府提出)外一件委員

委員 長 北村德太郎君

理事 細田忠治郎君 山田 善三君
馬越 晃君 西村 榮一君

郵便貯金法等の一部を改正する法律案(政府提出、貴族院送付)委員

委員 長 稻田 直道君

理事 伊藤 郷一君 左藤 義詮君
小池新太郎君 森本 義大君

一、昨五日次ノ通り特別委員ノ異動ガアツタ

労働關係調整法案(政府提出)委員

長 赤松 勇君 補闕荒畑 勝三君

府提出)外一件委員

商工經濟會法を廢止する法律案(政府提出)

辭任駒井 藤平君 補闕木下 榮君
辭任藤本 虎喜君 補闕河野 金昇君

郵便貯金法等の一部を改正する法律案(政府提出、貴族院送付)委員

辭任木下 榮君 補闕駒井 藤平君
辭任河野 金昇君 補闕藤本 虎喜君

○議長(橋本三三三) 是ヨリ會議ヲ開キマス、本日ノ日程ニ據テマシタ質問

一乃至三ハ何レモ政府ヨリ答辭書ヲ受領致シマシタ、仍テ日程ヨリ之ヲ省キマス、日程第一、林業會法案ノ第一讀會ヲ開キマス、和田農林大臣

第一 林業會法案(政府提出) 第一讀會

林業會法案

林業會法

第一條 林業會は、會員が協同して、自主的に林業の改良發達並に林産物の生産の確保及び配給の適正を圖ることを目的とする。

この法律において、林業とは、森林の維持造成の事業及び林産物の生産又は販賣の事業をいひ、林産物とは、木材その他森林から産出する物で主務大臣の指定するものをいふ。

第二條 林業會は、都道府縣林業會及び日本林業會とする。

第三條 林業會は、法人とする。

第四條 林業會は、その目的を達するために、左の事業を行ふことができる。

一 林業の指導獎勵に關する施設

二 會員の林業の改良發達を圖るため必要な共同施設

三 林産物の検査

四 林業に關する調査及び研究

五 前各號に掲げるものの外林業會の目的達成上必要な事業

林業會は、前項の事業の外、左の事業を行ふことができる。

一 政府の指示に基き林産物の生産及び配給に關する割當

二 林産物の價格統制に關する政府の施策に對する協力

三 政府の指示に基き林業に必要な物資の割當

第五條 都道府縣林業會の地區は、都道府縣の區域により、日本林業會の地區は、全國の區域による。

第六條 都道府縣林業會の名稱中には、都、道、府若しくは縣林業會なる文字を用ひ、日本林業會の名稱中には、日本林業會なる文字を用ひなければならぬ。

林業會でない者は、その名稱中に、前項に掲げる文字を用ひてはならぬ。

第七條 林業會は、勅令の定めるところにより、登記をしなければならぬ。

前項の規定により登記すべき事項は、登記の後でなければ、これを以て第三者に對抗することができない。

第八條 林業會(會員に出資をさせるものを除く)には、法人税及び營業税を課さない。

會員に出資をさせる林業會(以下出資林業會といふ)には、所得税、法人税及び營業税を課さない。

第九條 都道府縣林業會の會員たる資格を有する者は、左に掲げる者とする。

一 都道府縣の區域を地區とする森林組合聯合會

二 都道府縣の區域を地區とする森林組合

三 前二號に掲げる者を除く外林業を営む者若しくは林業に密接な關係を有する事業を営む者又はこれらの者の團體で定款で定めるもの

日本林業會の會員たる資格を有する者は、左に掲げる者と

一 都道府縣林業會

二 前號に掲げる者を除く外林業を営む者若しくは林業に密接な關係を有する事業を営む者又はこれらの者の團體で定款で定めるもの

第十條 都道府縣林業會を設立するには、命令の定めるところにより、前條第一項第一號に掲げる者の同意及び同項第二號に掲げる者の三分の二以上の同意を得て、創立總會を開き、定款その他設立に必要な事項を定め、行政官廳の認可を受けなければならない。

日本林業會を設立するには、命令の定めるところにより、前條第二項第一號に掲げる者の三分の二以上の同意を得て、創立總會を開き、定款その他設立に必要な事項を定め、行政官廳の認可を受けなければならない。

第十一條 林業會の定款には、左の事項を記載しなければならない。

- 一 目的及び事業
- 二 名稱
- 三 地區
- 四 事務所の所在地
- 五 會員に關する規定
- 六 經費の分擔の方法
- 七 會議に關する規定
- 八 役員に關する規定

九 業務の執行及び會計に關する規定

十 公告の方法

出資林業會の定款には、前項の事項の外、左の事項を記載しなければならない。

一 出資一口の金額及びその拂込の方法

二 剩餘金の處分及び損失の處理に關する規定

三 準備金の額及びその積立の方法

第十二條 林業會は、主たる事務所の所在地において、設立の登記をするに因つて成立する。

第十三條 會員たる資格を有する者が林業會に加入しやうとするときは、林業會は、正當な理由がないのに、加入に困難な條件を附し、又はその加入を拒んではならない。

第十四條 林業會に、役員として理事及び監事を置く。

役員は、會員又は會員たる法人の業務を執行する役員の中から、總會において、これを選任する。但し、林業會設立當時の役員は、設立同意者又は設立同意者たる法人の業務を執行する役員の中から、創立總會において、これを選任する。

特別の事情があるときは、役員は、前項に該當しない者の中から、これを選任することができる。

第十五條 理事の任期は、三年とし、監事の任期は、二年とする。但し、定款で別段の定をすることができ。

役員は、任期中でも、總會において、これを解任することができる。

第十六條 林業會が理事と契約をするときは、監事が林業會を代表する。林業會と理事との訴訟についても、亦同様とする。

第十七條 理事の全員が缺けたとき、又はその職務を行ふことができないときは、監事が、その職務を行ふ。但し、その期間は、三箇月を超えてはならない。

理事の職務を行ふ者がいないときは、行政官廳は、假理事を選任し、理事の職務を行はせることができる。

第十八條 監事は、理事又は林業會の使用人と相兼ねてはならない。

第十九條 理事は、定款及び總會の議事録を各事務所、會員名簿を主たる事務所へ備へて置かなければならない。

會員名簿には、各會員について、左の事項を記載しなければならない。

一 氏名又は名稱及び住所

二 出資林業會にあつては、出資口數及び出資各日の取得の年月日並びに拂込出資額及びその拂込の年月日

會員及び林業會の債權者は、第一項に掲げる書類の閲覧を求めることができる。

前項の通知又は催告は、通常到達すべきであつた時に、到達したものとみなす。

第二十一條 出資林業會の理事は、通常總會の會日から一週間前に、事業報告書、財産目録、貸借對照表及び剩餘金處分案又は損失處理案を監事に提出し、且つ、これを主たる事務所へ備へて置かなければならない。

會員及び林業會の債權者は、前項に掲げる書類の閲覧を求めることができる。

第一項に掲げる書類を通常總會に提出するときは、監事の意見書を添附しなければならない。

第二十二條 林業會の總會は、議員及び特別議員で、これを組織する。

議員は、都道府縣林業會にあつては、會員たる森林組合聯合會若しくはその所屬組合の業務を執行する役員の中から、その聯合會の總會において、これを選任し、又は會員たる森林組合で第九條第一項第二號の資格を有するものの業務を執行する役員の中から、その組合が、これを選舉し、日本林業會にあつては、會員たる都道府縣林業會の業務を執行する役員の中から、會員たる都道府縣林業會が、これを選舉する。

特別議員は、第九條第一項第三號又は同條第二項第二號の會員たる資格を有する會員又は會員たる法人の業務を執行する役員及び林業に關し學識經驗のある者の中から、總會において、これを選任する。

第二十三條 理事は、少くとも毎事業年度一回通常總會を招集しなければならない。

第二十四條 議員又は特別議員は、總議員及び總特別議員の五分の一以上の同意を得て、會議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事に提出して、總會の招集を請求することができる。

理事が、前項の規定による請求があつた日から二週間以内に、正當な理由がないのに、總會招集の手續をしないときは、監事が、その總會を招集しなければならない。

第二十五條 左の事項は、總會の議決によらなければならない。

一 定款の変更

二 毎事業年度の事業記書の設定及び變更

三 賦課金の賦課徴收方法

四 借入金金の最高限度

五 事業報告書の承認

出資林業會にあつては、前項の事項の外、左の事項は、總會の議決によらなければならない。

一 財産目録及び貸借對照表の承認

二 剩餘金の處分及び損失の處理

第二十六條 議員及び特別議員は、總會において、各、一箇の議決權を有する。

第二十七條 總會の議事は、この法律又は定款に特別の定めのある場合を除いては、出席者の議決權の過半数でこれを決し、可否同數のときは、議長が決するところによる。

第二十八條 左の事項は、總會を組織する者の半數以上が出席し、出席者の議決權の三分の二以上の多數による議決を必要とする。

一 定款の変更

二 理事又は監事の選任及び解任
三 統制規程の設置、變更及び廢止

前項第一號の事項の決議は、行政官廳の認可を受けなければ、その效力を生じない。

第二十九條 會員は、總會の招集手續又はその議決の方法が法令又は定款に違反すると認めるときは、議決の日から一箇月以内に、その決議の取消を行政官廳に請求することができる。

第三十條 日本林業會に、林業委員會を置く。

林業委員會は、左に掲げる者の中から、日本林業會が、定款の定めるところにより、選任した委員を以て、これを組織する。

一 林業會の業務を執行する役員
二 森林組合又は森林組合聯合會の業務を執行する役員

三 林産組合の業務を執行する役員

四 林業に密接な關係を有する事業を営む者又はその團體の業務を執行する役員

第三十一條 日本林業會は、林産物の生産、配給、消費及び價格に關する施策に關し、政府にその意見を述べることができ。

日本林業會は、前項の規定により意見を述べるには、豫め林業委員會に諮問しなければならない。

第三十二條 林産物の検査を行ふ林業會には、検査員を置かなければならない。

検査員の選任及び解任は、行政官廳の認可を受けなければならない。

行政官廳は、必要があると認めるときは、検査員を選任し、又は解任することができる。

第一項の検査員は、検査員の職務に關する規程を定め、行政官廳の認可を受けなければならない。

第三十三條 林業會が第四條第二項の事業を行ふときは、統制規程を定めなければならない。

統制規程の設置、變更及び廢止は、總會の議決によらなければならない。

第三十四條 林業會は、定款の定めるところにより、その會員に對して經費を賦課することができる。

林業會は、特に必要があるときは、定款の定めるところにより、その會員の全部又は一部に對して前項の規定による賦課金の外、特別の賦課金を課することができ。

第三十五條 林業會は、定款の定めるところにより、定款又は統制規程に違反した會員に對して過意金を課することができる。

第三十六條 林業會の事業年度は、四月一日から翌年三月三十一日までとする。

第三十七條 第四條第一項第二號に掲げる事業を行ふ林業會は、定款の定めるところにより、會員に出資をさせることができる。

第三十八條 出資林業會の會員は、

出資一口以上を有しなければならない。

出資一口の金額は、均一でなければならない。

第三十九條 出資林業會の會員の責任は、第三十四條の規定による經費負擔の外、その出資額を限度とする。

第四十條 會員は、出資の拂込について、相殺を以て出資林業會に對抗することができない。

第四十一條 會員は、出資林業會の承認を得なければ、その持分を譲り渡すことができない。

會員でない者が持分を譲り受けようとするときは、加入の例によらなければならない。

第四十二條 出資林業會の會員は、持分を共有してはならない。

第四十三條 出資林業會は、會員の持分を取得し、又は質權の目的として、これを受けてはならない。

第四十四條 出資林業會は、定款で定める額に達するまでは、毎事業年度の剰餘金の十分の一以上を準備金として積み立てなければならない。

前項の定款で定める準備金の額は、出資總額の二分の一を下つてはならない。

第一項の準備金は、損失の填補に充てる場合を除いては、これを使用してはならない。

第四十五條 出資林業會は、損失を填補し、前條第一項の準備金を控除した後でなければならない。

剰餘金の配當に關する制限は、命令でこれを定める。

第四十六條 出資林業會は、定款の定めるところにより、會員が出資の拂込を終るまでは、會員に配當する剰餘金をその拂込に充てることができない。

第四十七條 會員に配當する剰餘金又は持分の計算については、計算の基礎となるべき金額については、計算上不便な端數金額は、これを切り捨てることのできる。

第四十八條 出資林業會は、出資一口の金額の減少を議決したときは、その議決の日から二週間以内に、財産目録及び貸借對照表を作らなければならない。

出資林業會は、前項の期間内に、その債權者に對して、異議があれば一定の期間内にこれを述べべき旨を定款で定める方法に従つて公告し、且つ、知れてゐる債權者には、各別にこれを催告しなければならない。

前項の一定の期間は、一箇月を下つてはならない。

第四十九條 債權者が、前條第二項の一定の期間内に異議を述べなかつたときは、出資一口の金額の減少を承認したものとみなす。

債權者が異議を述べたときは、出資林業會は、辨濟し、若しくは相當の擔保を供し、又は債權者に辨濟を受けさせることを目的として、信託會社若しくは信託業務を營む銀行に相當の財産を信託しなければならない。

第五十條 會員は、定款の定めるところにより、一定の期間前に豫告し、事業年度の終において脱退することができる。

前項の豫告期間は、一年を超えてはならない。

第五十一條 會員は、左の事由に因つて脱退する。

一 會員たる資格の喪失
二 死亡又は法人の解散
三 破産
四 禁治産
五 除名

第五十二條 除名の事由は、定款でこれを定める。

除名は、總會の議決による。但し、除名した會員に、その旨を通知しなければならない。これを以てその會員に對抗することができない。

前項の議決には、第二十八條第一項の規定を準用する。

第五十三條 出資林業會の會員が脱退したときは、定款の定めるところにより、その持分の全部又は一部の拂戻を請求することができる。

前項の持分は、脱退した事業年度の終における當該出資林業會の財産によつて、これを定める。

第五十四條 前條第三項の規定により持分の計算をするにあたり、出資林業會の財産を以てその債務を完済するに足りないときは、當該出資林業會は、脱退した會員に對して、その負債に歸すべき損失額の拂込を請求することができる。

第五十五條 前二條の請求權は、二年間これを行使しないときは、時効に因つて消滅する。

第五十六條 脱退した會員が出資林業會に對する債務を完済するまでは、出資林業會は、その持分の拂戻を停止することができる。

第五十七條 出資林業會の會員は、定款の定めるところにより、その出資口數を減少することができ

る。前項の場合には、第五十三條乃至第五十五條の規定を準用する。

第五十八條 行政官廳は、必要があるとき、林業會に對して、監督上必要な命令を發し、又は處分をすることができ

る。第五十九條 行政官廳は、必要があるとき、林業會からその事業に關して報告を徴し、又は該當官吏に、林業會の事務所、事業場その他の場所を臨檢し、業務の

狀況又は帳簿書類、設備その他の物件を検査させることができる。

第六十條 林業會の事業若しくは財産の狀況によつてその事業の繼續が困難であるとき、又は林業會の決議若しくは役員が行爲が、法令、法令に基いてする行政官廳の處分若しくは定款に違反し、若しくは公益を害し、若しくは害する虞があるときは、行政官廳は、その決議を取り消し、役員の変更を命じ、林業會の事業を停止し、又はその解散を命ずることができ

る。第六十一條 林業會は、左の事由に因つて解散する。

一 總會の議決

二 前條の規定による解散の命令

三 會員が一人になつたこと

四 破産

前項第一號の總會の議決には、第二十八條第一項の規定を準用する。

第六十二條 清算人は、就職の後

滞なく、林業會の財産の現況を調査し、財産目録及び貸借對照表を作り、財産處分の方法を定め、これを總會に提出して、その承認を求めなければならない。

第六十三條 清算人は、林業會の債務を清算した後でなければ、林業會の財産を處分してはならない。

第六十四條 清算事務が終つたときは、清算人は、遅滞なく決算報告書を作り、これを總會に提出して、その承認を求めなければならない。

第六十五條 林業會には、民法第四十四條第一項、第五十條、第五十二條第二項、第五十三條乃至第五十五條、第五十九條、第六十一條、第六十六條、第七十條、第七十三條乃至第七十六條及び第七十八條乃至第八十三條並びに非訟事件手續法第三十五條第二項、第三十六條、第三十七條ノ二、第三十五條ノ二、第五十二條第三項、第三十六條第一項、第三十七條及び第三十八條の規定を準用する。

第六十六條 林産組合は、組合員が協同して、自主的に林産物の生産又は販賣の事業（以下林産業といふ。）の改良發達並びに林産物の生産の確保及び配給の適正を圖ることを目的とする。

第六十七條 林産組合は、その目的を達するために、左の事業を行ふことができる。

一 林産業の指導獎勵に關する施設

二 組合員の生産し、又は販賣する林産物の加工、運搬、保管又は販賣

三 組合員の林産業に必要な物資の供給又は資金の貸付

四 前二號に掲げるものを除く外組合員の林産業に必要な共同設備の設置その他組合員の林産業に關する共同施設

五 前各號に掲げるものの外組合の目的達成上必要な事業

林産組合は、前項の事業の外、左の事業を行ふことができる。

一 政府の指示に基く林産物の生産及び配給に關する割當

二 林産物の價格統制に關する政府の施策に對する協力

三 政府の指示に基く林産業に必要な物資の割當

第六十八條 林産組合は、組合員の林産業の種類別に、これを設立するものとす。但し、特別の事情があるときは、二種以上の林産業につき、これを設立することができ

る。第六十九條 林産組合は、その名稱中に、林産組合なる文字を用ひなければなら

ない。林産組合でない者は、その名稱中に、林産組合なる文字を用ひてはならない。

第七十條 林産組合には、營業税を課さない。

第七十一條 林産組合の組合員たる資格を有する者は、左に掲げる者とする。

一 林産業を営む者又はその團體

二 林産業に密接な關係を有する事業を営む者又はその團體で定款で定めるもの

第七十二條 林産組合を設立するには、豫め地區を定め、命令の定めるところにより、その地區内において前條第一號の組合員たる資格を有する者の三分の二以上の同意を得て、創立總會を開き、定款その他設立に必要な事項を定め、行政官廳の認可を受けなければならない。但し、組合員たる資格を有する者の林産業の種類が二以上であるときは、各、その三分の二以上の同意を得なければならない。

第七十三條 第六十七條第一項第二號乃至第四號に掲げる事業を行ふ林産組合は、定款の定めるところにより、組合員に出資させることができる。

第七十四條 組合員は、總會において各、一箇の議決権を有する。但し、前條の規定により組合員に出資をさせる林産組合（以下出資林産組合といふ。）においては、定款の定めるところにより、一人につき、議決権總數の十分の三を超えない範圍内において、出資口數に應じ、二箇以上の議決権を有せしめることができる。

第七十五條 定款の變更が、地區の擴張又は縮小に關するものであるときは、第二十八條第一項の規定による議決の外、地區の擴張に因りあらたに第七十一條第一號の組合員たる資格を有するに至る者の三分の二以上、又は地區の縮小に因りその組合員でなくなる者の三分の二以上の同意を必要とする。

第七十六條 林産組合は、左の事由に因つて解散する。

一 總會の議決

二 組合の合併

三 第八十二條において準用する第六十條の規定による解散の命令

四 組合員が一人になつたこと

五 破産

前項第一號の總會の議決には、第二十八條第一項の規定を準用する。

第七十七條 林産組合が合併しようとするときは、總會において合併を議決しなければならない。

前項の總會の議決には、第二十八條第一項の規定を準用する。

第八十條 林産組合の合併は、合併後存続する組合又は合併に因つて設立する組合が、その主たる事務所所在地において、變更又は設立の登記をすることに因つて、その效力を生ずる。

第八十一條 合併後存続する林産組合又は合併に因つて設立した林産組合は、合併に因つて消滅した林産組合の權利義務（當該林産組合

の組合員は、總會において合併しようとするときは、總會において合併を議決しなければならない。

前項の總會の議決には、第二十八條第一項の規定を準用する。

第八十二條 合併に因つて消滅した林産組合の權利義務（當該林産組合

の組合員は、總會において合併しようとするときは、總會において合併を議決しなければならない。

前項の總會の議決には、第二十八條第一項の規定を準用する。

第八十三條 合併に因つて消滅した林産組合の權利義務（當該林産組合

の組合員は、總會において合併しようとするときは、總會において合併を議決しなければならない。

前項の總會の議決には、第二十八條第一項の規定を準用する。

第八十四條 合併に因つて消滅した林産組合の權利義務（當該林産組合

の組合員は、總會において合併しようとするときは、總會において合併を議決しなければならない。

前項の總會の議決には、第二十八條第一項の規定を準用する。

第八十五條 合併に因つて消滅した林産組合の權利義務（當該林産組合

の組合員は、總會において合併しようとするときは、總會において合併を議決しなければならない。

前項の總會の議決には、第二十八條第一項の規定を準用する。

第八十六條 合併に因つて消滅した林産組合の權利義務（當該林産組合

の組合員は、總會において合併しようとするときは、總會において合併を議決しなければならない。

前項の總會の議決には、第二十八條第一項の規定を準用する。

第八十七條 合併に因つて消滅した林産組合の權利義務（當該林産組合

の組合員は、總會において合併しようとするときは、總會において合併を議決しなければならない。

前項の總會の議決には、第二十八條第一項の規定を準用する。

第八十八條 合併に因つて消滅した林産組合の權利義務（當該林産組合

の組合員は、總會において合併しようとするときは、總會において合併を議決しなければならない。

前項の總會の議決には、第二十八條第一項の規定を準用する。

第八十九條 合併に因つて消滅した林産組合の權利義務（當該林産組合

の組合員は、總會において合併しようとするときは、總會において合併を議決しなければならない。

前項の總會の議決には、第二十八條第一項の規定を準用する。

第九十條 合併に因つて消滅した林産組合の權利義務（當該林産組合

の組合員は、總會において合併しようとするときは、總會において合併を議決しなければならない。

前項の總會の議決には、第二十八條第一項の規定を準用する。

がその行ふ事業に關し、行政官廳の許可、認可その他の處分に基いて有する權利義務を含む。）を承認する。

第八十二條 林業組合には、第三條、第七條、第十一條乃至第二十一條、第二十三條乃至第二十五條、第二十七條乃至第二十九條、第三十三條乃至第三十六條、第三十八條乃至第六十條及び第六十二條乃至第六十五條の規定を準用する。

但し、第二十四條第一項中「議員又は特別議員」とあるのは「組合員」と、「總議員及び特別議員」とあるのは「總組合員」と、第三十三條中「第四條第二項」とあるのは、「第六十七條第二項」と読み替へるものとする。

第八十三條 第五十九條（前條において準用する場合を含む。）の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、これを千圓以下の罰金に處する。

第八十四條 林業會又は林産組合が、この法律若しくはこの法律に基いて發する命令又はこれに基いてする行政官廳の處分に違反したときは、理事、監事、清算人又は第十七條（第八十二條において準用する場合を含む。）の規定による理事の職務を行ふ者を五千圓以下の過料に處する。

第八十五條 第六條第二項又は第六十九條第三項の規定に違反した者は、これを千圓以下の過料に處する。

附則
第八十六條 この法律施行の期日は、各規定について、勅令でこれを定める。

第八十七條 木材統制法は、これを廢止する。

第八十八條 日本木材株式會社及び地方木材株式會社（前條の規定施行前に解散したものを除く。）は、同條の規定施行の際解散する。

前項の規定により解散した會社の清算については、商法第四百二十一條第一項但書の規定中「二月」とあるのは、「三週間」と読み替へるものとする。

前項に規定するものの外、第一項の規定により解散した會社の清算に關し必要な事項は、勅令でこれを定める。

日本木材株式會社又は地方木材株式會社で前條の規定施行の際現に清算中のものについては、前二項の規定を準用する。

第八十九條 木材統制法第六條、第七條及び第三十八條の規定並びに第四十條乃至第四十二條中第六條の規定による命令の違反に關する部分の規定は、第八十七條の規定施行後でも勅令で定める期間を限り、同條の規定にかかはらず、なほその效力を有する。

第九十條 第八十七條の規定施行前（前條の場合には、同條の勅令で定める期間内）にした行為に關する罰則の適用については、第八十七條の規定施行後（前條の場合には、同條の勅令で定める期間經過後）でも、なほ從前の例による。

第九十一條 日本林業會が成立したときは、社團法人日本林業會（昭和二十年五月三十一日にその設立

の許可を受けたものをいふ。以下同じ。）は、日本林業會成立の時に解散するものとし、その權利義務（社團法人日本林業會がその行ふ事業に關し行政官廳の許可、認可その他の處分に基いて有する權利義務を含む。）は、日本林業會においてこれを承継する。この場合には、社團法人日本林業會には、他の法令中清算に關する規定は、これを適用しない。

第九十二條 日本林業會が、前條の規定により承継した不動産に關する權利の取得につき登記を受けるときは、その登録税の額は、不動産の價格の千分の四とする。但し、登録税法により算出した登録税の額がこの法律により算出した税額より少いときは、その額による。

第九十三條 日本林業會が第九十一條の規定により承継した財産は、特別法人税法による剰餘金の計算上これを益金に算入しない。

第九十四條 商工組合法により設立された林産業に關する商工組合で行政官廳の指定するもの（以下指定組合といふ。）は、命令の定めるところにより、總會の決議を以て、林産組合と爲ることができ

前項の場合には、第十二條の規定を準用する。

前項において準用する第十二條の規定による林産組合の成立に因つて、當該指定組合は、これに吸收されるものとし、當該指定組合の權利義務（當該指定組合がその行ふ事業に關し行政官廳の許可、

認可その他の處分に基いて有する權利義務を含む。）は、林産組合において、これを承継する。

第二項において準用する第十二條の規定により指定組合が林産組合と爲つたときは、指定組合の組合員の出資は、當該林産組合に對する出資とみなす。

前項の場合において、指定組合に對する出資の持分の上に存在する質權は、林産組合に對する出資の持分の上に存在する。

第三項の場合には、第九十二條の規定を準用する。

第九十五條 前條第二項において準用する第十二條の規定により、指定組合が林産組合と爲つたときは、所得税法、法人税法及び臨時利得税法又は特別法人税法の適用に關しては、當該指定組合は、これを合併に因つて消滅した法人又は特別の法人とみなし、當該林産組合は、これを合併に因つて設立した法人とみなす。

第九十六條 林産組合が第九十四條第三項の規定により承継した財産については、法人税法による所得、臨時利得税法による利益又は特別法人税法による剰餘金の計算上これを益金に算入しない。

第九十七條 第六條又は第六十九條の規定施行の際、現に第六條第一項又は第六十九條第一項に掲げる文字をその名稱中に用ひてゐる者は、これらの規定施行後六箇月以内にその名稱を變更しなければならぬ。

第八十五條の規定は、前項の期間内には、同項の者にこれを適用しない。

第九十八條 特別法人税法の一部を次のやうに改正する。

第二條第五號の二の次に左の一號を加へる。
五ノ三 都道府縣林業會及日本林業會（所屬ノ會員ヲシテ出資ヲ爲サシメザルモノヲ除ク）

第九十九條 登録税法の一部を次のやうに改正する。

第十九條第七號中「水産業團體」の下に「林業會」を、水産業團體法の下に「林業會法」を加へる。

第一百條 農林中央金庫法の一部を次のやうに改正する。

第五條第一項中「森林組合」の下に「林業會、林産組合」を加へる。

第一百二條 この法律に規定するものの外、この法律の施行に關し必要な規定は、勅令でこれを定める。

〔國務大臣和田博雄君登壇〕
○國務大臣（和田博雄君） 只今上程ニナリマシタ林業會法案ニ付キマシテ提案ノ理由ヲ御説明申上ゲマス
戰時ニ於キマシテ木材、新炭等ノ需要ノ増加ニ伴ヒマシテ、山林ヲ過伐致シタノデアリマス、是ガ復舊ハ國土保安及ビ森林資源維持造成ノ見地カラ考ヘマシテ頗ル緊要ノ問題ト存ズルノデアリマス、而モ他面ニ於キマシテハ戰災ノ復興デアリマスルカ、産業ノ再建ノ爲デアリマスルカ、木材其

ノ他林産物ニ對シマスル需要ハ戰時ニ劣ラナイ程多量ニ上ツテ居ル狀態デゴザイマシテ、之ニ對シマシテハ、凡ユル陸路ヲ克服致シマシテ、生産ニ努メマスルト共ニ、其ノ生産物ノ適正ナル配給ヲ圖リマスルコトガ極メテ必要ト考ヘルノデゴザイマス、而シテ右ノ如キ森林ノ維持造成、林産物ノ生産ノ確保及ビ配給ノ適正等ヲ圖リマスル爲ニハ、政府ニ於キマシテ行政上諸般ノ施設ヲ行フベキハ固ヨリ當然ノコトデゴザイマスルガ、之ト相俟チマシテ民間當業者ニ於キマシテ其ノ自主的團結ノ力ニ依リマシテ、是ガ推進ヲ圖リマスルコトガ最も必要ト在ル次第デゴザイマス、特ニ林業ノ特質ニ鑑ミマスル時ニ、森林ノ所有者ト木材業者、製材業者等ノ林産關係業者トノ協力提携ヲ強化致シマスルコトガ最も必要デゴザイマシテ、是ガ爲ニハ特種ノ團體機構ヲ必要ト致スノデゴザイマス、而シテ斯カル民間ノ團體ニ對シマシテ、從來森林所有者ニ付キマシテハ既ニ森林法ニ基キマスル森林組合ガアリマシテ、逐年整備發達ヲ見ツ、アルノデゴザイマスルガ、木材業者、製材業者等ニ付キマシテハ、昭和十六年木材統制法ノ制定以來、是等ノ業者ヲ統合整理致シマシテ、地方木材會社及ビ日本木材會社ト致シマシテ、之ヲシテ一元のニ木材ノ生産配給ニ當ラシメマシタ關係上、未ダ自治的團體ノ成立ヲ見ルニ至ツテ居ナイノデゴザイマス、併シナガラ木材ノ生産配給ニ付キマシテ、斯カル會社ヲシテ之ニ當ラシムルコトハ現在ノ事ニ即應シナイト考ヘラレマスルノデ、此ノ際木材統制法ヲ擴張致シ、地方木材會社及ビ日本木材會社ハ之ヲ解散セシムルト共ニ、關係業者ヲシテ之ニ代

ルベキ自主的ノ團體デアリマスル林産組合ヲ組織セシメマシテ、此ノ林産組合ヲシテ木材生産配給等ノ自治的統制ヲ實施ニ當ラシメタイト考ヘルノデゴザイマス、而シテ森林所有者ト生産配給業者トノ協力提携ニ付キマシテハ、森林所有者ノ團體デアリマスル森林組合ト、生産配給業者ノ團體デアリマスル林産組合トヲ以テ、府縣及ビ全國單位ニ林業會社ヲ結成セシメマシテ、之ヲシテ政府ノ施策ニ協力シ、森林ノ維持造成ト、林産物ノ生産配給ノ自治的統制ニ當ラシムルコトヲ致シタイト在ズルノデゴザイマス

之ヲ要シマスルニ本案ハ木材統制法ヲ廢止致シマシテ、林産關係業者ノ自主的團體デアリマスル林産組合ノ結成ヲ促進致シマスルト共ニ、之ト森林組合トノ協力團體デアリマスル林業會社ノ組織ヲ促進シマシテ、其ノ活動ニ依リマシテ森林ノ維持造成、林産物ノ生産確保及ビ配給ノ適正ヲ圖ラントスルモノデゴザイマス、何卒御審議ノ上速カニ協賛ヲ與ヘラレンコトヲ御願ヒ致シマス(拍手)

○議長(樋貝詮三君) 質疑ノ通告ガアリマス、順次之ヲ許シマス——綿貫佐民君

【綿貫佐民君登壇】

○綿貫佐民君 私人只今提案ニ相成リマシタル林業會社法案ニ付キマシテ若干質問ヲ行ヒタイト存ジマス、關係大臣ヨリ明確ナル御答辯アラシコトヲ前以テ要求スル次第デアリマス

第一ハ林政統一ニ關スル問題デアリマス、國政レテ山河在リト申シマスルガ、我々ハ今其ノ現實ニ直面ヲ致シテ居ルノデアリマシテ、山河コソハ我々ニ殘サレタ唯一無二ノ資源デアリ、國家

再建ノ原動力デアアルノデアリマス、即チ山林ハ木材、薪炭其ノ他ノ林産物ノ生産資源デアリマスルト共ニ、灌溉並ニ發電ノ源泉ヲナスモノデゴザイマシテ、實ニ民生安定ノ基盤デアリマスル衣食住ノ根源ヲナスマスルコトハ勿論、産業ノ復興發展上重要ナ地位ヲ占メルノミナラズ、精神文化ノ眞髓ヲ發揚致シマシテ、世界人類ノ和平幸福ノ増進ヲ圖ル上ニモ、重大ナル役割ヲ有スルモノデアリマスルコトハ、今更ニ喋々論ズルマデモナイ所デアリマス、隨ヒマシテ森林ノ取扱ニ關シマシテハ、單ニ森林自體ノ觀察カラシノミ考慮ヲ加ヘタノデハ正鵠ヲ期シ得ナイト存ジマス、宜シク都市、農耕地、牧野、林地等ヲ綜合致シマシテ、其ノ綜合シタ下ニ於テ國土計畫ノ見地カラ計畫的ニ森林ノ徹底の綠化並ニ其ノ合理的高度利用ヲ考ヘマシテ、森林ノ直接及ビ間接效用ニ付テ十分ニ其ノ目的ヲ果サセザヤツニ致サナケレバナリマセス、而シテ是ガ爲ニハ先ヅ以テ林政ノ根本的改革ヲ斷行シテ、現在各省ニ分割所管サレテ居リマスル所ノ森林行政ヲ統合シ、一省ノ所管タラシムベキデアルト存ジマスルガ、政府ニ其ノ用意アリヤ否ヤツ伺ヒタイノデアリマス、又植林、荒廢地並ニ雪害地ノ復舊、砂防、發電、交通、運輸等ニ對シマスル各省ノ特權主義ヲ排シ、眞ニ一貫シタル所ノ施策ノ下ニ強力ナル森林行政ヲ運営ヲナスコトガ極メテ肝要デアルト信ズルノデアリマス、特ニ内務、農林兩行政ノ調整ヲ必要ト考ヘルノデアリマスルガ、兩大臣ハ此ノ點如何ニ御考ヘデアアルカラ伺ヒタイノデアリマス

尙ホ殊ニ私ハ奥地林分ノ開發ト道路

網ノ再編實施ノ要ヲ痛感致シテ居ルモノデアリマス、即チ搬出ノ比較的便利ナル林分ハ戰時中ニ於テ伐採シ盡サレマシタノデ、戰後經營上不可缺ナ所ノ木材其ノ他ノ林産物ノ生産並ニ農耕地ノ開拓、發電等ハ、勢ヒ奥地林分地帶ノ開發ニ依タナケレバナラス所ノ狀態デアリマスルガ、是ガ爲ニハ此ノ際公共事業費ノ思ヒ切ツタ振向ケニ依リマシテ、新規幹線林道ノ大規模ナル開發ヲ斷行スルト共ニ、既設林道トノ關聯ハ勿論ノコト、國縣道、町村道、鐵道、軌道、流送路等ノ關係ヲ併セタ全體のナ道路網計畫ヲ樹立致シマシテ、奥地林分ノ開發ト發電計畫ニ合シマシタ期スルト共ニ、國土計畫ニ合シマシタル交通網ノ完成ヲ期スルノ要切ナルモノガアルト信ズルノデアリマスルガ、關係各省ノ大臣ハ此ノ點ニ付テ如何ニ考ヘラレヤ、率直ナル御意見ヲ拜承致シタイノデアリマス

第二點ハ森林ノ資源造成ニ關スル點デアリマス、國土計畫的觀點カラ見マシテ、將來森林立地ト致シマシテ保存育成セラルベキ土地ニ付テハ、其ノ經濟的林分タルト非經濟的林分タルトト問ハズ、是ガ徹底の綠化ヲ圖ルト共ニ、其ノ合理的高度利用ヲ圖ツテ行カナケレバナラスノデアリマス、是ハ上述ノ通りデゴザイマスガ、戰時中森林法ノ規正事項ヲ無視シタル所ノ部面ガ非常ニ多カツタ爲ニ、現在經濟林分ハ勿論、非經濟林分ニ至ルマデ甚ダシク荒廢狀態ニ陥ツテ居ルノデアリマス、國政レテ殘サレタル唯一ノ資源デアアル所ノ此ノ山林ノ荒廢狀況ヲ見マスル時、邦家將來ノ爲メ洵ニ寒心ニ堪ヘザルモノガアルノデアリマス、殊ニ民有林ニ關シマシテハ戰時ニ依ツテ非常ニ無理ナ

ル伐採ヲ強ヒラレ、其ノ間ニ拂ツタ所ノ犧牲ハ實ニ重且ツ大ナルモノガアルノデアリマス、斯クノ如キ事態ニ對シマシテ、國家トシテ速カニ適切ナル施策ヲ立テ、其ノ復舊綠化ヲ圖ルト共ニ、戰時中ニ林業家ノ拂ツタル大ナル犧牲ニ對シマシテ、何等カ酬イタル所ガナケレバ相成ラヌト信ズルノデアリマス、是ガ應急對策ト致シマシテハ、差當リ現行森林資源造成法ノ造林費用ヲ此ノ際思切ツテ大幅ニ引上ゲ、實費清算ニ依ル所ノ助成ヲナスコトガ最モ急務デアルト考ヘマスルガ、當局ノ所見ヲ御伺ヒタイノデアリマス、又今回豫算ノ上ニ計上サレマシタル所ノ公共事業費ノ相當部分ヲ造林費用ニ振向ケテ、荒廢緊急復舊ノ一助トスルコトモ、應急對策トシテハ極メテ適切ナリト存ズルノデアリマスガ、當局ノ所見ヲ伺ヒタイノデアリマス、又林産物ニ對シテ需要者ガ此ノ林産物カラ受ケタル利益ヲ返スコト、即チ受益者負擔金ヲ徵シ、之ヲ森林ノ育成費ニ充當シ、以テ荒廢致シテ居リマスル林分ノ復舊培養セシムルコトガ是レ亦肝要ナリト考ヘマスルガ、當局ノ所見ヲ伺ヒタイモノデアリマス

尙ホ森林ノ國家性並ニ其ノ特殊性カラ見マシテ、是ガ事業資金ノ金融關係ハ、商業金融ナドトハ同一ニ律スルコトハ出來ナイコトハ勿論、農業金融トモ全然其ノ機軸ヲ異ニスルモノデアリマス、仍チ森林ノ金融ニ關シマシテハ、宜シク國家百年ノ計ニ備ヘ、速カニ森林造成保存ノ爲ニ、積極的ニ低利且ツ長期ノ金融ニ應ズルコトヲ目的ト致シマスル所ノ特別金融機關ヲ確立スルノ要切ナルモノアリト考ヘマスルガ、當局ニ其ノ用意アリヤ否ヤツ伺フモノデアリマス

第三點、日本木材並ニ地方木材兩會社ノ解體ト其ノ經過措置ニ付テ伺ヒタ
イノデアリマス、戰時立法中惡法ノ標
本トモ稱スベキモノハ木材統制法デア
ルコトハ世間周知ノ事實デアリマス、
此ノ惡法ノ實行機關デアリマスル所ノ
國策會社、即チ日本並ニ地木兩社ハ、法
的ノ權力ノ下ニ一手ニ買収販賣ヲ行
ヒ、正ニ統制ト企業トノ兩刀使ヒデア
リ、獨占的デアツテ獨善、積弊、不正、
怠慢ノ限リヲ盡シ、其ノ不當利得タル
所謂トンネルノ如キモ、販賣價格
ノ二割乃至三割ニ相當致シ、又需要者
ガ發注致シマシテカラ生産工場ニ仕切
賣ノ廻ルマデニハ數箇月ヲ要シ、之ヲ
短縮致サント致シマスナラバ、手段ノ
限リヲ盡サナケレバ其ノ目的ヲ達シ得
ナイ狀態デアリマス、尙ホ甚ダシキニ
至リマシテハ、生産ノ三分ノ一程度ヲ
軍需工場其ノ他ノ正規ノ「ルート」ニ供
給シ、殘餘ノ三分ノ二程度ハ闇カラ闇
ヘト流シ（拍手）少キモ數十萬、數百
萬、多キハ數千萬ノ闇太リヲナシタル
者アラルト聞クデアリマス（拍手）
其ノ結果生産ハ減退シ、闇ハ横行シ、
統制「ルート」ニハ流レズ、市場ニハ板
一枚モナク、不安ハ増スノミデアリマ
ス、政府ガ戰災者家屋三十萬戸ノ計畫
ヲ立テ、早ヤ一年ニ垂ントスル今日、
戰災地ノ姿ハ如何デアルカ、戰災後一
箇年半以上モ経ツタ今日、戰災者一千
數百萬ノ同胞ハ何處ニ住マツテ居ル
カ、鐵道ノ枕木ハ腐朽シテ運行ハ危險
ノ狀態ニアリ、又坑木不足ニ依ツテ採
炭意ノ如クナラズ、我が國産業ノ源泉
タリ、心臟タル所ノ石炭ノ生産ヤ、交
通運輸ノ運行ヲ阻礙セルハ、此ノ兩者
ノ罪惡ニ起因スルモノデアツテ、其ノ

罪惡死ニ値スルモノデアルト信スルモ
ノデアリマス（拍手）政府ハ其ノ真相ヲ
如何ニ把握シ、之ニ如何ニ對處セシ
スルカヲ伺ヒタイノデアリマス、然ル
ニ政府ハ此ノ獨善の兩者ノ政治的壓
力ニ押サレテ國民ノ苦難ヲ顧ミズ、之
ヲ排撃セザルノミカ、寧ロ之ヲ擁護セ
ントシテ昨年末ニ公定ノ倍額値上ヲ行
ヒ、全國手持品ノ格差ヲ日本ニ保管サ
セ、日本、地木ノ解體ノ共助金及ビ赤
字補填ニ充テントスルニ至リマシテ
ハ、洵ニ言語同斷ノ極ミデアリマス
（拍手）全ク泥棒ノ追獲ノ感ヲ深クスル
モノデアリマスガ、其ノ真相並ニ政府
ノ責任ヲ追究スルモノデアリマス（拍
手）サリナガラ政府モ影響タル民主化
ノ世潮ニ鑑ミ、林業界ノミヲ何時マデ
モ舊觀ノ中ニ棲息セシムルコトヲ得
ズ、今同此暴力統制ノ基本デアアル大
ノ惡法ヲ葬リ去リ、之ニ代ル民主的運
營ヲ目的トスル統制ノ基本法案ヲ提出
ヲ見ルニ至ツタノデアリマスガ、此ノ
惡法ノ生産不良見タル日本木材並ニ
地木兩社ノ葬儀ノ出シ方問題デアリ
マス、若シ誤ツテ死ヲ裝フテ假死狀態
ニアルモノヲ水葬ナドニスルヤウナ
トガアリマシテハ、再ビ生キ返リ、姿
ヲ變ヘテ跳梁スル虞ガ多分ニアルノデ
アリマス（拍手）故ニ其ノ解散ニ付テハ
國民齊シク多大ノ關心ヲ持ツテ居ルモ
ノデアリマシテ、政府ハ地木兩社シテ
遲クモ本年中心資産ノ清算ヲ完了セシ
ムル意圖ノヤウデアリマスルガ、其ノ
前後ニ於ケル木材ノ生産減退防止ヲ理
由トシテ總テノ資産ヲ分散セシメズ、
一乃至數箇ノ會社又ハ組合ニ移讓スル
ヤウ指示シタルノコトデアリマスガ、
若シ果シテ然ラバ是ハ明カニ換骨奪胎
ヲ意味スルモノデアリマシテ、兩社陣

營ノ人々ハ看板ヲ塗り替ヘ、有利ナ條
件ノ下ニ再ビ登場シ、今度ハ官許ノ
下、天下暗レテ橫暴獨善ノ限リヲ盡
シ、業界ヲ汚濁シ、生産ヲ阻礙シ、消
費者ヲ苦シメ、祖國日本ノ復興ヲ遲延
セシムルコトヲ私ハ衷心ヨリ憂フルモ
ノデアリマス、政府ハ何ヲ苦シンデ第
二會社類似ノ新會社ヲ設立ヲ慫慂スル
モノデアリマセウカ、甚ダ了解ノ苦シ
ム所デアリマシテ、其ノ理由ヲ承リタ
リ、私ヲ以テ致シマスナラバ、寧ロ此
ノ際施設ハ、強制取上ゲサレタ隣レ
ナ營業者ヘ、又立木ハ所有主ヘソレ
ゾレ買戻サシメ、又「ストック」品ハ戰
災復興材トシテ優先的ニ之ヲ處分セシ
ムベキデアルト存ジマス（拍手）斯クシ
テ地木兩社系統ノ徹底ノ追放シテ、林
業會（ノ參加ヲ除外シナケレバ）ナラ
ヌト存ジマス（拍手）斯クシテコソ初メ
テ眞ニ業者ハ本然ノ姿ニ立還リ、生産
増強ニ挺身スルコトガ出來ルト信ズル
ノデアリマスガ、政府ノ固執タル所信
ヲ伺ヒタイノデアリマス（拍手）
尙ホ彼等ハ清算ニ當リ、終戰當時ニ
於ケル軍用品持逃ゲノ故知ニ倣ヒ、火
事泥のニ行掛ケノ駄賃隊ギヲナシ、最
後マデ私腹ヲ肥ヤス處アリト見レ向キ
モ相當アルノデアリマスカラ、政府ハ
清算事務ニ對シ嚴重ナル監督ヲナス責
任ヲ有スルハ勿論ノコト、會社成立以
來今日ニ至ルマデノ會社ノ内容ニ付キ
徹底的取調ヲ行ヒ、世ノ疑雲ヲ一掃ス
ベキデアルト存ジタイノデアリマスル
ガ、司法大臣ハ之ニ對シテ如何様ニ御
考ヘアルカ、是非トモ斷行サレシコ
トヲ要望致シマス（拍手）又清算人ハ
株主總會ヲ決定致スベキデアリマスル
ノニ、政府ハ之ヲ無視シテ、少數而モ
特定ノ人物ヲ指示スルヤニ聞クノデア

リマス、若シ是ガ事實デアリ、致シマ
スナラバ、甚ダ奇怪ナコトデアリマ
ス、其ノ理由ヲ示サレシコトヲ要望ス
ル者デアリマス（拍手）
最後ニ本法案作成ノ趣旨ハ、他ニ付
テデアリマス、本法案ハ恒久法デア
ルカ臨時法デアアルカガ第一點デア
リマス、本法案ハ林業ニ關スル自治的ナ團
體ノ結成ヲ促進シ、其ノ活動ニ依ツテ
林業ノ發達並ニ林産物ノ生産ノ増強及
ビ配給ノ適正ヲ期シ、産業復興及ビ民
生ノ安定ヲ圖ルト云フ効能書デアリマ
スガ、其ノ内容ヲ檢討シマスレバ、國
民怨嘆ノ的デアリマスル所ノ木材統制法
ト殆ド選ソガナク、木材統制ノ惡法
ニ依ツテ根柢ニ徹シタ苦イ經驗ヲ
持ツ國民ガ、此ノ法律ノ内容ヲ知ル時
ハ、前門ノ虎後門ノ狼ノ感ヲ深クスル
コトハ明カナ所デアリマス（拍手）政
府ハ果シテ本法案ヲ以テ民主的、自治
的運營ガ行ハレ、生産ガ増強サレルモ
ノト確信スルヤ否ヤ、恐ラク過渡的便
法デアツテ、輿論ニ聽キ、是ヲ修正
ナスノ用意アルモノト信ジマスルガ、
政府ノ所見ヲ伺ヒタイノデアリマス
（拍手）
尙ホ本法案ノ審議上特ニ重要ナリト
信ジマスル數點ニ付テ御伺ヒ致シマ
ス、第一ハ林業會、林産組合、森林組
合ハ屋上屋ヲ架スルモノデアリマス
ガ、之ヲ如何ニ按配セントスルノデア
リマセウカ、又森林組合ト林業會ヲ如
力セシメントスルカ、其ノ方途如何ヲ
伺ヒタイノデアリマス、又林業會ニハ
當然勞務者ヲ參加セシムベキデアリ、
是レナクシテハ絕對ニ生産ノ増強ハア
リ得ナイノデアリマスガ、此ノ點如何
ニ御取扱ニ相成ルカヲ伺ヒタイノデア
リマス

第二ハ木材生産ニ對スル強權的措置
ニ關スルモノデアリマス、即チ木材生
産ノ不振ハ機械的統制即チ官僚統制ノ
弊ニ起因スル所ガ大デアリマス、即チ
各種ノ現實ナ經濟條件ヲ無視シテ、唯
單ニ強權發動ニ依ツテ所期ノ目的ヲ達
成セントスルガ如キハ、木ニ鉄ツテ魚
ヲ求メルノ類デアルト存ズルノデアリ
マス（拍手）然ルニ政府ハ戰時中ノ失
敗ヲ今尙ホ改メヨウトセズ、臨時物資
配給調整法ニ基テ強權ニ依ツテ措置セ
ントスルモノノヤウデアリマスガ、果
シテ然リト致シマスルナラバ時代錯誤
モ甚ダシキモノト言フベキデアリマス
ガ、政府ノ眞意奈邊ニアリヤヲ伺ヒタ
イノデアリマス
第三ハ木材及ビ立木ノ協定價額設定
ニ關スル件デアリマス、木材生産ノ不
振ハ、逆算形式ニ依ル價格方式ヲ採用
シテ居ル點ニ其ノ根本ノ原因ガアルト
思ヒマス、即チ現在ノ方式ニ依リマス
ル時ハ、現行公定價格ニ依リ計算スル
ニ於テハ、山元ノ立木價格ハ零以下
「マイナス」トナリ、又逆ニ立木ヲ其ノ
アルベキ價格デ評價スルニ於キマシテ
ハ、木材ノ生産費ガナクナツテシマフ
コトニナルノデアリマス（其ノ通り）
（拍手）仍チ此ノ際逆算形式ニ依ル價格
方式ハ一擲シテ、協定價額制ヲ採用
シ、且ツ立木ニ對シテモ是ガ協定價額
ヲ設定スルノ措置ヲ講ズルコトガ、生
産ノ基礎付ケル第一義ナリト信スルノ
デアリマスガ、政府ノ所見ヲ伺ヒタイ
ノデアリマス、尙ホ應急措置トシテ木
材、薪炭ノ價格ヲ相當額ニ引上げ、一
般物資ノ値段トノ均衡ヲ取ラシムル必
要アリト信ジマスルガ、當局ノ意見ヲ
伺ヒマス

第四、木材ノ需給方式ニ付テデアリマス、日本社、地本社等ニ依ル所謂販賣制ガ木材生産阻礙ノ大ナル原因ノ一ツデアリマス、新機構ニ依ル需給方式ニ於テハ宜シク此ノ點ヲ一新致サネバナリマセズ、即チ生産者ガ消費者ト直接結合ツテ、取引ヲ定メテ行クト云フヤウナ方式ヲ採用スルコトガ必要デアルト存ジマスルガ、政府ハ新機構ノ運営ニ當ツテ、如何ナル木材需給方式ヲ採ラントスルカヲ伺ヒタイノデアリマス

第五、本法ニ於ケル林産物トハ如何ナル種類ノモノデアルカ、明カニ御示シテ願ヒタイ、薪炭ノ重要性ハ今更論ヲ俟タヌ所デアリマスガ、何故林産物トシテ薪炭ヲ指定シナイノデアルカ、其ノ理由如何ヲ伺ヒタイ、又政府ハ帝國薪炭會社ヲ初メ中間採取機關ヲ廢スルト共ニ、薪炭ノ統制ヲ撤廢セシムルコトガ生産増強ノ唯一ノ途デアルト存ジマスガ、此ノ點如何ニ考ヘルカヲ伺ヒタイ

第六、企業許可制度並ニ附屬「ブロック」制ヲ撤廢スルコトガ、生産増強ト配給ノ圓滑トヲ期スル上ニ於テ最モ肝要ナリト信ズルノデアリマスガ、政府ハ尙ホ之ヲ存置セントスルハ如何ナル理由ニ依ルカヲ伺ヒタイ

第七、點ハ國有林、御料林ニ對シ、國家ノ需要ト云フ觀點カラ如何ナル措置ヲ執ルカ、又國有林ト民有林トハ研伐上均衡ヲ失シテ居ル現狀デアツテ、國有林ハ徹底的ニ研伐スベキモノデアルト思ヒマスルガ、之ニ對スル政府ノ施策如何ニスルカ、之ヲ御伺ヒスルト共ニ、國有林ノ立木製品ノ特賣制度並ニ拂下方法及ビ國有林特別會計設置ニ關シ、特ニ此ノ點ハ大藏大臣ニ對シテ

其ノ意見ヲ御伺ヒ致シタイノデアリマス

第八、點ハ林業及ビ林産物ノ試驗研究機關ノ擴充ト、特ニ林業教育ノ振興ニ付テ文部大臣ハ如何ナル抱負ヲ有セラレヤ、方針ヲ承リタイ

最後ニ木材需給ニ關スル件デアリマス、木材ハ戰前ニ於テスラ樺太材、滿洲材ノ移入、外材ノ輸入ヲ仰イデ、仍テ以テ漸ク需給ノ調整ヲ圖ツテ來タノデアリマスルガ、今ヤ是等ノモノハ一切杜絶シタノミナラズ、内地山林ハ戰時中ノ濫伐ニ依ツテ、奥地以外ノ森林ハ殆ド伐り盡サレ、地本社ノ意慢、惡政策等モ原因致シマシテ、現在如何ナル方策ヲ講ジマシテモ年産恐ラク五、六千萬石ヲ出デナイコトハ明カデアリマス、然ルニ其ノ需要ハ一般民需以外ニ戰災復興、進駐軍ノ住宅、兵舎ノ建設、「バルブ」材、賠償機械類ノ荷造リ用材等ニモ莫大ナル量ヲ要シ、其ノ需要高ハ恐ラク一年一億數千萬石ニモ及ビ、其ノ生産ハ僅カニ其ノ半バニモ及バナイモノト存ズルノデアリマス、斯クノ如キ有様ニ戰災者ノ期待ニ副ヒ、進駐軍ノ要請ニ應ズルコトガ出來ルカドウカ、洵ニ寒心ニ堪ヘナイ次第デアリマス、政府ハ其ノ不足分ヲ如何ニスルカガ問題デアリマス、御料林、國有林ノ大量拂下、伐採ヤ、外材輸入ノ途ヲ講スルコトモ當然ノ處置デアラウカト存ジマスルガ、政府ハ如何ナル成算ト用意アリヤ、又國民ノ必需物資トシテノ重要ナル薪炭ノ需給ニ付テモ、先ト見透シハ洵ニ寒心ニ堪ヘナイモノガアルト存ジマスルガ、政府ハ國民ニ對シテ安堵セシムルダケノ用意アリヤ否ヤ、此ノ點ヲ伺ヒタイ、以上ヲ以テマシテ、私ノ質疑ヲ終リマスルガ、關係

各大臣ヨリノ御答辯ヲ承リタイト存ジマス(拍手)

(國務大臣和田博雄君答辯) 色々ノ點ニ互リマシテノ只今ノ御質問ニ御答ヘ致シマス、多少閑落シガアリマシタナラバ、後カラ追加致スコトニ致シマスカラ御諒承ヲ御願ヒ致シマス

第一點ハ林政統一ノ問題デゴザイマスルガ、内地及ビ北海道ノ林政ガ、緊密ナ連絡ノ下ニ、又統一アル方針ノ下ニ、綜合的、計畫的ニ運営サレマスルコトハ、今後ノ日本ノ森林資源ノ造成ノ點カラ見マシテモ、又林地ノ開發、薪炭其ノ他ノ需給ノ調整ノ點カラ言ヒマシテモ極メテ必要ナ點ト考ヘマスルノデ、此ノ點ニ付キマシテハ、我々ノ方ト致シマシテハ、十分綜合調整ガ出來マスルヤウナ機構ヲ考ヘマスルト共ニ、大過ナク此ノ點ヲヤツテ行キタイト目下研究致シテ居リマス、御趣旨ノ點ハ十分諒解致シマシテ、我々モ同感デゴザイマスルノデ、此ノ方向ニ一歩ヲ進メルヤウニ努力致シタイ、斯様ニ考ヘテ居リマス

ソレカラ奥地林分ノ開發ノ點デゴザイマスルガ、奥地林分ノ開發ニ付キマシテハ極メテ急務デアルト考ヘマスルノデ、本年度以降國有林ニ付キマシテハ八箇年計畫ヲ以テマシテ林道幹線六千七百「キロ」ヲ、民有林ニ付キマシテハ十箇年計畫ヲ以テマシテ一萬七千八百「キロ」ノ建設ヲ計畫中デゴザイマス、之ニ付キマシテハ經費ヲ豫算トシテ計上致シテ居ル次第デゴザイマス

ソレカラ造林其ノ他ノ點ニ付テ御答ヘ致シマス、造林ニ付キマシテハ、御承知ノヤウニ戰時中甚ダ日本ノ森林ハ荒レタノデアリマス、隨ヒマシテ本年

度ト致シマシテハ約四十七萬町歩ノ造林ヲ實施致ス豫定ニナツテ居ルノデゴザイマシテ、今後五箇年間ニ國有林、民有林合セマシテ二百七十二萬町歩ノ造林ヲ遂行致シタイト思ヒマシテ、計畫ノ樹テテ居ル譯デアリマス、本年度ト致シマシテハ約九千萬圓ノ費用ヲ投ジマシテ、四十七萬町歩ノ造林ヲ致ス計畫デゴザイマス

ソレカラ公共事業ノ中ニ造林其ノ他ノ點ヲ十分考ヘテ居ルカト云フコトデゴザイマスガ、此ノ點ニ付キマシテハ、造林ノ點ニ付キマシテ公共事業ノ中ニ組入レテ居ルノデゴザイマス、是ハ何レ公共事業ノ全般ガ明カニナリマシタ時ニハ明カニナリマスコトト存ジマス

ソレカラ金融ノ點デゴザイマスガ、森林金融ニ付キマシテハ從來勸銀其ノ他農林中央金庫ニ於キマシテ、勸銀ニ於キマシテハ約二、三千萬圓、中央金庫ニ於キマシテハ約八億圓バカリノモノガ融通ガ行ハレテ居ツタノデゴザイマスガ、本法ニ於キマシテ林業會又ハ林產組合モ農林中央金庫ニ加入出來ルヤウニ致シマシテ、中央金庫ノ活用ニ依リマシテ御趣旨ノ點ヲ達成スルヤウニ致シタイト考ヘテ居リマス

ソレカラ地本社ノ財產處分ノ點デゴザイマスガ、地本社、日本社ニ付キマシテ從來色々ノ批評ガアツタ譯デアリマシテ、我々ト致シマシテモ其ノ批評ヲ謙虛ナ氣持デ聽イテ居ルノデアリマスガ、唯日本社、地本社モ戰時中ハヤハリ或レ役割ヲ果シタコトダケハ公平ニ認メテヤツテ宜イト思フノデアリマス、地本社、日本社ノ財產處分ニ付キマシテ、御指摘ノヤウナ新シイ會社ニ引續キ行ハシメマスルコトハ、地方

ノ實情ニ應ジマシテ例外的ニ認メタ所デゴザイマシテ、地本社ノ生産設備等ハ原所有者ニ返還セシムルノ方針ヲ執ツテ居ル次第デゴザイマス

ソレカラ清算人ハ株主總會ニ於テ選任致スコトニナツテ居リマス

次ニ昨年ノ價格引上ニ際シマシテ問題ガアツタト云フコトデゴザイマスガ、地本社、日本社ノ手持材ハ、原則トシマシテ原價デ住宅營團其ノ他ニ引渡ラ致シタノデゴザイマシテ、地本社ノ手持ノ立木ハ原所有者ニ返還スル等ノ方法ヲ執リマシタ譯デアリマス

此ノ法案ニ依ルノハ屋上屋ヲ重ヌルモノデハナイカト云フコトデゴザイマスガ、是ハ提案ノ理由ニ於キマシテ説明申上ゲマシタヤウニ、森林所有者ノ團體デアリマス森林組合ト、林業業者デアリマス林產組合トノ協力ヲ俟テマシテ、お互ヒニ協力シテ實ヒマシテ、サウシテ木材ノ生産配給ヲ行ツテ行カウト云フ趣旨デゴザイマスノデ、協力ノ態勢デアアルノデゴザイマシテ、屋上屋トハナラナイト、斯様ニ考ヘテ居ル次第デアリマス

ソレカラ勞務者ヲ此ノ林業會法案ノ組織ノ中ニ入レタラ宜イデハナイカト云フ御尋ネデアリマスガ、此ノ點ニ付キマシテハ將來ノ問題ト致シマシテ研究致シテ見タイト思ヒマス、殊ニ森林ノ勞働者ノ特異ナ狀態ニ稽ヘマシテ、相當ナ困難モアルト思ヒマスノデ、今回ニ於キマシテハ是ハ直接ニハスツテ居リマセマスガ、將來ノ問題トシテハ十分研究致シタイト、左様ニ考ヘテ居ル次第デゴザイマス

ソレカラ、強權ノ變動ト云フコトデゴザイマスガ、是ハ強權變動ヲスルノデハゴザイマセマデ、提案趣旨ニ於テ

○議長(議員三君) 靜肅ニ

○平野(議員三君) 又昨年ノ食糧ノ大

減收ノ原因ノ一ツハ、水害ノ頻發ニシテ、全

國到ル處ノ田畑ガ浸水ヲ致シマシタ、

之ニ因ルコトハ何人モ認メザルヲ得ナ

イ、更ニ近年政府ガ開墾ニ力ヲ盡スト

雖モ、毎年開墾ニ依ツテ得タル所ノ面

積ヨリモ、水害ニ依ツテ失フ所ノ耕地

面積ノ方ガ遙カニ多イト云フコトハ、統

計ガ之ヲ示シテ居リマス(拍手)斯カル

事情ニモ拘ラズ、歷代ノ政府ハ治山ト

治水ノ行政ニ冷淡デアツテ、其ノ成績

ノ舉ラザルコトハ洵ニ遺憾ナル次第デア

リマス、支那事變以來約十年間ニ互

増産ニノ没頭シ、植林ヲ顧ミルノ選

ナク、濫伐ノ濫伐ヲ重ネテ、今や全國

到ル處ノ山林ハ、荒廢ノ極ニ達シテ居

マス、都會ノ生活ニ慣ル、人々ハ山林

ニ對スル知識ト認識ガ乏シイ、殊ニ此

處ニオイデノ内閣諸公ナドニ於テハ、

山林ニ足ラズレラレル機會ガ乏シイ爲

ニ、或ハ理解ガ足りナイイカト云フコト

ヲ憂慮スルモノデアリマス(拍手)私ガ

玆ニ政府ニ御尋ネテ致シマス要點ヲ是

カラ申述ベマス、是ハ前置キデアリマ

ス(笑聲)

今や再建日本ノ起テ上ルベキ資源ヲ

求ムベキ唯一ノ山林ノ現狀斯クノ如ク

ナルニ拘ラズ、今年モ明年モ年々引續

キ木材並ニ薪炭ノ絕對必要量ハ供給セ

ネバナラナイノデアリマス、其ノ絕對

必要ト云フ數字ハ、概算ニ致シマシテ一

箇年ノ立木ニ於テ一億五千萬石、是ハ材

木ニ切リマスルト丁度半分ノ七千五百

萬石ニナリマス、是ガ最小限度絕對必

要ナリト信ジマス、此ノ外ニ薪炭ガ約

一億石、是ダケ要リマス、ソコデ我ガ

國ノ山林ノ現在ノ蓄積量ハドレダケア

ルカ、戰前ニ於テ百億石アリマシタモ

ノガ、樺太、朝鮮、臺灣ヲ失ヒマシタ

今日ニ於テハ六十二、三億石ヨリナイ

ノデアリマス、其ノ中約二割ハ伐ルコ

トガ出來ナイ、伐採シ得ル可能ノモノ

ハ四十二、三億石シカナイノデアリマ

ス、所ガ是ダケシカナイ所デアリマ

カ、之ヲ農林省ニ就テ調ベテ見マス

ト、一箇年約一億五千萬石ト稱セラレ

テ居リマス、ソコヘ持ツテ來テ薪炭ニ

二億、木材ニ一億五千萬石、計三億五

千萬石ノ木材ヲ、毎年立木ヲ伐採致シ

マスルナラバ、今後二十一年箇年ニシテ

日本ノ山ガ大體丸坊主ニナルト云フ計

算ガ出ルノデアリマス(拍手)是ガ私ノ

今日政府ニ御尋ネセシマス要點デア

リマス、今や我ガ國ノ山林ハ全ク休養シ

ナケレバナラス時代ニ入ツテ居ル、即

チ戰時中濫伐ヲ重ネテ結果休養シナケ

レバナラス、今日此ノ現狀ニ對シテ、

若シ山林ノ伐採ヲ中止致シマスルナラ

バ、復興ヲ初メ凡ユル國家ノ産業ノ資

源ヲ得ル途ガナイ、ドウシテモ伐ラナ

ケレバナラス、伐採ハ今言フヤウナ次

第デ二十數年ニシテ日本ノ山林ハ丸坊

主ニナル、政府ハドウ云フ計畫ヲ以テ

將來ニ之ヲ備ヘルカ、是ガ私ガ政府ニ

御尋ネセシマス所デアル、即チ私ノ

憂フル所ハ、伐ルニ伐ラレナイ、行ク

ニ行カレナイ日本ノ行詰ツタ此ノ山林

ノ現狀ヲ斯クノ如クニ致シマシタ根本

ノ原因ハ何處ニアルカ、私ハ前ニ綿貫

君カラ質問ヲ致サレマシタ、政府ニ要

請致サレマシタ林業ノ行政機構ハ一元

化ト云フコトガ、是ニ於テ絕對必要ナ

リト云フ結論ニ達スルノデアリマス、

即チ日本ノ山林行政ヲ掌ル所ノ農林省

ノ山林局、我ガ國ノ國土ノ七割ヲ占メ

ル所ノ此ノ廣大ナル面積ヲ支配シ、

而モ是レ程國民生活ニ重大ナル關

係ヲ持ツテ居ル山林ヲ支配スルノニ、

僅カニ農林省ノ一部ノ山林局、是ダケ

ノ役所デ之ヲ支配シテ居ル、而モ日本

ノ山林ノ行政官廳ハ北海道ハ内務省ノ

管轄デアリマス、内地ニ於テハ文部

省ノ管轄ガアリ、一面ニハ運輸省ノ管

轄ガアル、斯ウ云フヤウニ各省ノ管

轄ニ割據シテ居リマシテ、一ツモ統一

ガナイ、ソレ故ニ日本ノ農林省ノ山林

局ナルモノハ極メテ微力ナリ、如何

ナル場合デモ日本ノ山林ニ關スル所ノ

施設經營ニ對シテ豫算ヲ請求スル場合

ニ、大藏省ノ一局長ノ一喝ニ會ツテ一

ツモ豫算ガ貰ヘナイ爲ニ、今日遂ニ此

ノ日本ノ山林ヲドウスルコトモ出來ナ

イデ、アルモノヲ居食ヒシテ來タノガ

日本ノ現狀デアリマス、今や此ノ山林

ガ荒廢シテシマヘバ、國土ハ完全ニ滅

ビル、是ガ私ノ憂慮ニ堪ヘナイ點デア

リマス、之ヲ政府ハ如何ニ考ヘテ居ラ

レルカ、之ニ對シテ此ノ吉田内閣ガド

ウ云フコトヲ考ヘテ居ラレルカト云フ

コトヲ私ガ今日マデ檢討致シマス、

今年度ノ造林費トシテ最近農林大臣ガ

豫算總會ニ於テ説明サレタ所ニ計上

ト、僅カニ一箇年一億圓ノ經費ヲ計上

シテ居ルト云フダケデアル、斯様ナコ

トデ日本ノ國土ノ三分ノ二ノ面積ヲ將

ニ荒廢セントスル此ノ山林ヲ造成スル

コトガドウシテ出來セウ、私ハ此ノ

點ニ付テ政府ノ所見ヲ伺ヒタイ

ソレデ以上述べマシタコトニ付テ私

ハ要約シテ政府ノ質問ノ要點ヲ申上ゲ

マス、政府ハ私ノ申述ベマスル此ノ山

林ノ重要性ヲ認識シ且ツ肯定セラル、

ナラバ、次ノ通常議會マデニ——此ノ

「デレンマ」ニ掛ツテ居ル日本ノ林政ニ

對シ、山林ノ將來ニ對シ、如何ナル政

策ヲ以テ國民ニ對シテ安心ノ與ヘラレ

ルカ、之ヲハシキリト次ノ議會マデニ

政府ノ政策ヲ示シテ、サウシ議會ニ

相談ヲシテ貰ヒタイ、各政黨ニ於テハ

ソレ相當ノ案ヲ具シテ、政府ニ相談ヲ

セラレルコトハ勿論デアリマスルガ、

先ツ責任者トシテ政府ハ之ニ對シテ次

ノ議會マデニ立派ナ案ヲ具シテ、サ

ウシテ國民ノ前ニ之ヲ示ス義務ガアル

ト云フコトヲ申シテ、私ハ政府ノ所見

ヲ質シタイノデアリマス

ソレカラ次ニ私ノ御尋ネシヨウト思

フコトハ、本日上程サレマシタ此ノ林

業會法案ニ付テ、政府ノ此ノ法案ヲ提

案セラレマシタ動機ト並ニ立法ノ精神

ヲ御尋ネ致シタイノデアリマス、動機

ト云フコトハ大體分ツテ居リマスガ、

改メテ農林大臣カラ伺ヒタイ、其ノ意

味ハ——是ハ意味ガアルノデス、ドウ

云フ譯デ之ヲ御尋ネスルカト言フト、

木材統制法ヲドウシテ急ニ廢止スルコ

トニナツタルデアルカ、而シテ日本、

地木ヲ廢メルコトニナツタ、隨テソレ

ガ動機デ此ノ法律ヲ作ルコトニナツタ

ト、斯ウ説明サレマシタガ、モウ一ツ

私ハ之ニ付テ御伺ヒシタイ、ソコニ至

ルマデノ動機ヲ御尋ネ致シタイ、而シ

テ此ノ林業會法案ノ精神、是ガ私ノ御

尋ネノ要點デアリマス、木材統制法ヲ

廢止シナケレバナラス、而シテ日本、

地木ヲ解散シナケレバナラス、サウ言

ツテ置イテ、再ビ此ノ法律案デ日本、

地木ト同ジヤウナモノガ生レテハナラ

ナイト云フコトヲ私共ハ信ズルモノデ

アリマス、デアリマスカラ、此ノ立法

ノ精神ハ、サウ云フモノガ生レテハナ

ラナイト云フ考ヘデ御作りニナツタノ

カ、或ハサウ云フヤウナモノヲ又作ラ

ウト云フコトデ御作りニナツタノカ、

此ノ點ヲ御尋ネスルノデアリマス、ソ

レカラ尙ホ私ハ造林計畫ニ付テ御尋ネ

タル積リデアリマシタガ、是ハ委員

會ヲ御尋ネスルコトニ致シマシテ、議

事ヲ進行上私ハ此ノ程度デ打切ツテ置

キマス

【國務大臣男爵幣原喜重郎君登壇】

○國務大臣(男爵幣原喜重郎君) 只今

平野君ヨリ先ツ總理大臣ニ御質問ガア

ツタノデアリマスルガ、首相ハ只今他

ニ避ケベカラザル御用事ガアリマシテ

出席セラレマセヌ、私デモ宜シケレバ

簡單ニ答辯ヲ申上ゲマス

林業問題ハ只今御話ノ如ク國民生活

ト極メテ實質ノ關係、影響ヲ持ツモ

ノデアリマス、平野君ガ此ノ見地ニ立

ツテ切言セラレマシタ御趣旨ハ洵ニ私

モ御同感ニ存ジマス、林業ハ單ニ木材

ニ對スル目前ノ需要供給ノ關係ノミ

見テ經營セラルベキモノデアリマセ

ヌ、別ニ遠イ將來ノ見透シ並ニ國民全

體、社會ノ大體ニ互ル重要ナル利害、

殊ニ治山、治水ノ問題トモ關聯シテ考

究シ、周到ナル用意ト計畫トヲ要スル

モノデアリマス、私ノ知ル限りニ於

キマシテハ、政府ハ從來斯カル事態ノ

重要性ヲ深ク認識致シマシテ、鋭意其

ノ政策考究ニ當ツテ居タノデアリマス

ガ、尙ホ只今平野君ノ御演說中、種々

ノ方面ニ付テ我々ノ注意ヲ促サレ、少

カラザル參考ノ資料ヲ與ヘラレマシタ

コトハ私ノ感謝スル所デアリマス、尙

ホ詳細ノコトハ農林ノ同僚ヨリ御答ヘ

申上ゲマス(拍手)

【國務大臣和田博雄君登壇】

○國務大臣(和田博雄君) 平野君ノ御質問ニ御答ヘテ申上ゲマス、森林ガ人生ノ凡ユル點カラ見マシテ非常ニ必要デアリマスコト、殊ニ日本ノヤウニ六割三分ガ森林デアリマスヤウナ國柄ニ於キマシテハ、國家ノ永遠ノ運命ト云フ點カラ言ヒマシテモ、森林ガ極メテ必要デアルト云フ點ニ付キマシテハ全ク御同感デアリマス、其ノ森林ガ御説ノヤウニ戰時中非常ニ荒レタノデゴザイマス、其ノ點ニ付キマシテハ、私ガ先程ノ精實サンノ御質問ニ御答ヘ致シマシタヤウニ、此ノ荒レタ森林ヲ一刻モ早ク計畫的ニ回復致シマシテ、國土ヲ保全スルト云フ點ニ付キマシテハ、政府ト致シマシテ十分ノ努力ヲ致シテ居ルノデアリマス、隨ヒマシテ差當リハ只今御説明致シマシタヤウニ、四十七萬町歩ノ造林計畫ヲ致シテ居ルノデゴザイマスガ、此ノ點ニ付キマシテハ二百七十二萬町歩ト云フ將來出テ來マス民有林、國有林ノ伐採跡地ノ造林ニ付キマシテ、是ハ五箇年計畫ヲ以テ遂行致ス考ヘデ居ルノデゴザイマス、又林政ニ付キマシテ根本的ナ國策ノ樹立ニ付テ、政府ノ方ニ於テ何カ考ヘガアルカト云フ御話デゴザイマスガ、我々トシマシテハ、此ノ點ニ付キマシテ朝野ノ識者、權威者ヲ網羅致シマシタ何カ機關ヲ作リマシテ、茲ニ根本的ナ國策ノ樹立ヲ致シマシテ、之ヲ實施ニ移シマシテ、森林ノ維持造成ニ是非努メタイト考ヘテ居ル次第デアリマス

ソレカラ今同ノ林業會法ノ出來マシタ動機ニ付テノ御尋ネデゴザイマシタガ、是ハ先般聯合軍司令部カラ、地木社、日本社ヲ解散致シマシテ、ソレニ代ルベキ自治的ナ團體ヲ作レト云フ指令ガ參ツタノデゴザイマス、我々トシマシテハ、其ノ趣旨トスル所ヲ取入レマシテ之ヲ作ツタノデゴザイマスガ、此ノ本當ノ精神ハ、私ガ提案理由ニ於テ説明申上ゲマシタヤウニ、森林ノ所有者ト林産物ノ業者トノ協力ニ依リマシテ、今緊急ノ必要デアリマス所ノ木材ノ生産配給ノ適正ヲ期スルト云フ所ニアルノデゴザイマシテ、決シテ之ヲ以テ日本社、地木社ノ再生ヲ圖ツテ居ルノデハナイノデアリマス、サウ云ツタ目ハ全然ナイコトヲ御諒承ヲ願ヒタイト存ジマス

○議長(橋本三君) 平野君宜シウゴザイマス

○平野君 詳細ハ委員會デ御尋ネスルコトニ致シマス

○山口喜久一君 本案ニ對スル殘餘ノ質疑ハ延期シ、次會ニ之ヲ繼續スルコトトシ、本日ハ是ニテ散會セラレンコトヲ望ミマス

○議長(橋本三君) 山口君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシト呼ブ者アリ〕

○議長(橋本三君) 御異議ナシト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ、次會ノ議事日程ハ公報ヲ以テ通知致シマス、本日ハ是ニテ散會致シマス

午後二時四十一分散會

定價 一部 七十錢

發行所

東京都麹町區大手町
電話 丸ノ内三五二
振替東京一九〇〇〇
印刷局